

日程第1 一般質問

8番 柳生 仁

(1) 学校について

2番 飯島 寛

(1) 「支え合いの地域づくり懇談会」について

4番 大原 孝芳

(1) 太陽光発電施設を巡る独自条例が必要では
(2) 参議院選挙の投票率の結果から住民自治を考察しては

1番 片桐 邦俊

(1) 国の新規就農者支援「農業次世代人材投資事業」について
(2) 中川村農産物販売について

9番 鈴木 絹子

(1) 加齢性難聴者の補聴器購入補助制度の実施と難聴の予防に関する村の取組について
(2) 会計制度任用職員制度についての中川村での見通しはどのようなになっているか

出席議員(10名)

- 1番 片桐 邦俊
- 2番 飯島 寛
- 3番 松澤 文昭
- 4番 大原 孝芳
- 5番 松村 利宏
- 6番 中塚 礼次郎
- 7番 桂川 雅信
- 8番 柳生 仁
- 9番 鈴木 絹子
- 10番 山崎 啓造

説明のために参加した者

| | | | |
|--------|-------|--------|--------|
| 村長 | 宮下 健彦 | 副村長 | 富永 和夫 |
| 教育長 | 下平 達朗 | 総務課長 | 中平 仁司 |
| 会計管理者 | 半崎 節子 | 住民税務課長 | 村澤 ゆかり |
| 保健福祉課長 | 菅沼 元臣 | 振興課長 | 松村 恵介 |
| 建設水道課長 | 小林 好彦 | 教育次長 | 松澤 広志 |

職務のために参加した者

議会事務局長 井原 伸子
書記 座光寺 てるこ

令和元年9月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和元年9月11日 午前9時00分 開議

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) ご着席ください。(一同着席)
○議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)
ご参集ご苦労さまでございます。
ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

8番 柳生仁議員。

○8番 (柳生 仁) 私は、さきに通告いたしました1問「学校について」の質問をしてまいります。細かいこと7項目ありますので、よろしくお願ひします。

初めに、登校できない生徒の状況はどのようになっているかお聞きします。

文科省では、令和2年度予算の概算要求をまとめ、公立学校の教育活動を支援する非常勤スタッフの増員などを盛り込んでおります。学習支援や不登校対応などに当たる退職職員、学生を本年度7,700人から9,100人に増やそうとしています。また、学校での配布物の印刷など、教員にかかわって行うスクールサポートスタッフは現在3,600人ほどが5,400人と、このように配置できるようにと考えているようです。教員が児童生徒の指導や教材研究と一緒にできるように環境を整えるという願ひがあるようです。

全国で不登校の生徒が約13万人いると報道されております。これは文科省の報告でありますけれども。また、学校に出向いても教室に入れずに保健室などにいる子どもが30万人ほどいると報道されております。この状況は日本にとって大きな問題であり、今後ますます課題として取り上げられていくと思ひます。

中川村の状況はどのようになっているか。

また、不登校の生徒、学校に来て教室に入れない児童生徒さんがいるとすれば、勉強をどのようにしているかをお聞きします。

○教育長 不登校は、一年間に30日以上欠席があつて病気などの理由がない児童生徒を不登校というふうにしておりまして、中川村では、平成29年度に小学校、中学校を合わせて少数になりましたが、その後、昨年度は小学校、中学校ともに少し増加しております。それぞれの事情がありますけれども、ゲームに依存している生徒もあり、その改善にはクリニックへの受診や保護者との懇談などを進めているところです。スクールカウンセラーとの懇談や家庭にもかかわって支援をしていただけるスクールソーシャルワーカーの支援もいただきながら、担任や支援員の先生等の家庭訪問や電話による状況の把握と、保護者も含めて改善に向けた支援に努めているところであります。

児童生徒の学習については、中学校では、少しでも登校できるようになったら校内中間教室での支援員や空き時間の先生による個別指導をしております。

小学校の場合、登校ができないときに、子どもの状況により家庭訪問による学習支援を行っていることもあります。

中学校も小学校も、可能な場合は中間教室への通室も進めていきたいというふうにしております。

○8番 (柳生 仁) 今、ただいま中川村でもそういった不登校の生徒がおるという話でございました。

文科省では、平成17年から不登校児童生徒が自宅で行えるようインターネットで学習ができないか、こんなことも取り組んでおるようでありまして、また、こういった取り組みをすることによって一定の単位をとれたというようなことを取り扱っている学校もあるようであります。

しかしながら、この様子によっては、まだ全国で正式にわずかな生徒しかきちんと活用ができたってということがないようでありますけれども、そうならないように取り組んでいくことが大事だと思ひております。

そうした中で、文科省は教育支援センターを立ち上げてやっていけないかっていうことで全国に呼びかけておるようでありますけれども、今、設置している自治体が1,086、設置していない自治体が730とあるようであります。そうした中で設置しない理由の1つとして通所を希望する不登校の児童生徒が少ないと見込まれるところが456ほどあるようであります。また、教育支援センターを運営する予算や場所の確保が困難等あるようであります。これが370ほどであります。また、不登校の児童生徒が通所できる施設、教育相談センター等がほかにあるために必要ないというところが83ほどあるようであります。近隣のあるほかの市町村地区の教育委員と相談して受けているために設置していないといったところも109ほどあるようであります。また、都道府県教育委員会が設置する教育支援センターの経営対象としてもらっているために必要ないというように考えるとところもあるようであります。その他が68でありますけれども、今のお話だと、先生方も大変苦労して勉強を教えておるという話でございまして、先生方の負担軽減のためにも教育支援センターなるものは設置してあるのか、ないのか、お聞きします。

○教育長 本村の場合には、校内中間教室の対応を現在一番大事にして考えておりまして、外部への教室等については、今のところまだ対応しておりません。

フリースクール等どうかという保護者との話もありますけれども、そんな点については相談をしているというところでもあります。

○8番 (柳生 仁) 教育支援センターを設置しなくても十分にそういった子どもたちへの学習指導ができるという考えなのか、ほかに何か、予算がないとか、いろんな理由があるかと思ひますが、そこら辺はどうなんでしょうか。

○教育長 1つの方策として考えていきたいと思ひます。

○8番 (柳生 仁) いろんなものを設置する場合には、どうしても費用がかかりますの

で、何でもつくれっていうことを申し上げているわけじゃありませんけども、子どもたちを育てていくためには、中川村の宝であり家庭の宝であり、また日本の未来の宝でありますので、その予算を、もし必要ならば惜しまずに投資をしてもらいたいなあとは思っております。それに向けて、今も適切にやっておるようでありますけども、次年度に向けて子どもたちの支援をどうするか、深くももっともって考えていただけるゆとりはありますか。お聞きします。

○教育長 大事な問題でありまして、当面する課題として考えていきたいと思えます。

○8番 (柳生 仁) ぜひとも、しっかり考えていただいて、中川村からそうした不登校の子どもができることなら出ないようお願いしたいと思っております。

ある学校へちょっと用があつて電話して聞いたところ、都会でありますけども、170人ほどの学校でしたけども、幸いにうちの学校には不登校はいませんと、本当に大都会で、ちょっと驚いた——驚いたってという言い方をしては失礼ですけども、いいことをしているんだなあというふうに感じました。ぜひ、中川村でもそうなるようにお願いいたします。

次に、子どもに大きな夢を、校内にクライミングの設置をっていうことで質問してまいります。

来年は大変楽しみにしてきた東京オリンピックが約56年ぶりに開催されます。来年は東京オリンピックでスポーツクライミングが正式種目となり、体験施設を設ける学校が増えつつあるようであります。

東京都の渋谷区長谷戸小学校では、創立100周年を記念して寄附でもって運動場の一角に設置してあります。長さが7mで高さが2m、余り大きなものではありませんけども、横に移動できるクライミングを設置したわけでありますけども、このクライミングは、御存じのようにホールドと呼ばれる突起を色分けしてあり、同じ色をつかんで足で踏ん張ったりして登るなど楽しむものでありますけども、落ちてけがないようにクッション性のマットを敷いてあり、握力がついたり体力の向上となる、また今まで学校で扱っていなかった種目であり、スポーツの意欲が期待できる、そんなようであります。

ほかにも東京都内では、東京に限らずでありますけども、一般の方たちが使えるように民間のクライミング施設があり、今流行なようであります。

令和4年には国民体育大会でスポーツクライミングの会場となっている栃木県壬生町では、8校ある小学校に全部、それから2校の中学校に全部設置しておるようであります。

また、令和6年から開催される、名前が変わりますけども、国民スポーツ大会、これの予定地となっております滋賀県の竜王町では、昨年2校の小学校に設置したようであります。

東京では大人から子どもまで楽しめる施設があるわけでありますけども、中川村では、これからの未来に向けて育つ子どもたちのために、来年に向けて、これ費用のことがありますのですぐできないかもしれませんが、研究し、中川村からも国民スポー

ツ大会にこういったものの選手が出られるような仕組みを考えたら楽しいかなあと思っております。教育長の考えをお聞きします。

○教育長 スポーツクライミングについては、関心の高さは認識をしております。

中川村公民館では、昨年度から、やはり東京オリンピックから正式種目となりましたスケートボードの教室や、それから5cm幅のラインを張った上を歩いたりするスラックラインなどの新しいスポーツ教室も開いておりまして、子どもたちや若い人たち向けの取り組みを増やしているところです。これらのスポーツの充実に努めていきたいというふうに思います。

ただいまご提案のスポーツクライミングは、郡内でもいくつかの施設ができてきました。施設の設置を要するスポーツですし、安全に利用するためには安全対策や指導者も必要というふうに思われます。隣町飯島町の施設では、小学生は小学生対象のクライミング教室のほかは使用禁止というふうに掲示をされておりまして、安全には十分配慮が必要であるというふうに感じました。そのような中で、設置の可否については、既に上伊那郡内で設置をされている市町村の施設の安全性や利用の状況等を参観させていただいて、学校や社会教育関係者等の意見をお聞きしながら研究していきたいと思えます。

毎年、全国の小中学校で悉皆調査として行われております体力テストの結果では、中川村の児童生徒はほとんどの学年で男女とも握力が全国平均、県平均を上回っております。引き続き雲ていや上り棒などの遊びに親しみ、基礎体力をつけていくことを進めたいと思えます。

○8番 (柳生 仁) 今、研究をしていくということなんで、非常に緩い答弁かなあと思っておりますけども、既に近隣で設置しており、安全に配慮しているっていうことでもありますけども、約2mほどの壁を横移動するくらいな小規模のものは、落下しても危険度は少ないのかなあ、ゼロとは言いませんけども、そのために床にはクッション性のマットが敷いてあり、全く問題ないかなあと思っていますけど、また渋谷区の長谷戸小学校では小学校に設置してあり、その子たちが登ったりしておって事故もなかったということでもあります。学校は、まず安全重視ということはよくわかりますけども、夢のある子どもたちのことをございますので、今、スケボーやスラックラインの話もありましたけども、この新種目、特にオリンピックにも取り上げられるっていうことでもありますし、国民大会でも取り上げられる新種目でもありますので、近隣がやっているようなら、もうちょっと研究して取り組める仕組みを考えてもらいたいけど、研究だけで終わらないように、もう一度答弁をお願いします。

○教育長 今のお話のとおり、安全面に十分配慮していく必要があるというふうに思っております。そういうような点、重視しながら見させてもらっていききたいと思えます。

○8番 (柳生 仁) ぜひとも、これからの中川村をつくっていくには子どもが必要でありますので、夢のある学校としていくためにも、新しいものも大事かなと思っております。

次にクラスがえについて質問してまいりますけども、中川村中学校ではクラスがえ

がなかったとっておりますので質問します。

中学を卒業した子どもさんが隣のクラスの子どもの顔を知らない、こんな話を聞きました。ああ、こんな小さな村でと思ったら、確かに西と東では小学校が違うんで、クラスがえがなければ一度も会話しない子どももおるのかなあと、こんなふうに思っております。これには学校としてもいろんな理由があるかと思っておりますけども、クラスがえには、中には変わったことによつてつらいこともあるかもしれませんが、楽しくなった子どもさんもおるようです。また、先生方には申しわけないけども、先生がかわることによって学業が進んだ子もおると、こんなことも聞いております。勉強のやる気がわいてきたと聞きます。

中学、高校、大学、社会人と、人生はいろいろの方と接していくわけでありまして、この第一歩の中学でクラスがえっていうのは大変重要な意義がありますけども、どのように思っているかお聞きしますが、たまたま民泊に来てくれた子どもさんに聞いたところ、僕たちはクラスがえが毎年ありますと、1年2年3年と、そんなことを言っておりまして、クラスがえはあったほうが良いと、こんなお答えが返ってきました。

中川村でクラスがえを行っていない要因はどんなことがあるのかお聞きします。

○教育長

クラスがえについては、中川村では近年検討したことはありません。

今のお話のとおり、東西両小学校から一緒になって、現在は2クラスに分かれるわけでありまして、両クラス合わせても余り多い人数ではなく、学年としての活動も多いので、生徒は学年全体でよく知り合っているというふうに考えております。小学校のように担任の先生が多く時間を担当する場合は学級の個性がよく出てきますが、中学校は教科担任制でありますので、いろんな先生の指導を受けます。その点で共通して学んだり体験したりする部分が多いわけです。また、総合的な学習の時間やキャリア教育では学級の壁を越えてテーマごとに5人ほどのグループを組んで活動しているというようなこともございます。

現在のところ、特別な事情がなければクラスがえの必要はなく、学年として切磋琢磨していくことがよいというふうに考えておりますけれども、ご指摘のように生徒や保護者の皆さんの中にはそれぞれの意見もあるということでもありますので、それらの意見も大事にお聞きしていきたいと思っております。

○8番

(柳生 仁) 今のお話ですと、あえてクラスがえしなくても少人数なんでコミュニケーションはとれておると、そういう理解でよろしいでしょうか。また、子どもたちも十分コミュニケーションがとれておるんだと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○教育長

年度当初、例えば1年生やなんかの場合は、一緒になってなかなか隣の組の子ともよく知り合えないという、そういうことはありますけれども、時間をかけて知り合っていくという状況だと思っておりますので、そのように考えております。

○8番

(柳生 仁) ぜひとも、小さい学校で少人数でやっているんで、みんなが互いに顔を知るように教えただけであればありがたいと思っておりますけど、自分が育った

ころっていうのはもっと大勢おったんで、全然自分のクラス以外はわからなかったっていう経験があります。けど、今は時代が違ってきまして、教育長の言うとおりにかかもしれませんが、またおいおい研究していただければ結構であります。

次に、子どもたちに「蛍の光」「仰げば尊し」を教えているかでございますけども、ちょっと時代錯誤したような質問かもしれませんが、私たちは、その昔、卒業式に「蛍の光」や「仰げば尊し」を歌って卒業してきたかなあと思っておりますし、多分、教育長のころも学校で歌っておったのかなあと、こんなふうに判断しております。

この歌は、今までの指導してくださった先生方へのお礼の意味を込めた歌と思っておりますし、中川村ではこれがいつころから歌われなくなったかわかりませんが、義務教育の最後の別れとなる卒業式に、先生方に感謝とお礼の言葉、また、僕たちの私たちの未来を見守ってもらいたい、そういった意味を込めて歌ってくれるかなあと私は思っております。

私のところで民泊をしておりますので、関西の子どもに聞きました。「君が代」を知っておるか、「仰げば尊し」を知っておるか聞いていたら、僕たちの学校は歌っていますよと、十分知っていますと、そして、その学校はマンモス校なんで、3年生だけが卒業式をするんだと、そのときに歌っておりますと、そんな話がありました。そうかあつって会話したことがありますし、また、台湾では、先生は生徒をいつくしみ、また生徒は先生を敬うといったことから歌われておるようであります。こうした考えについて、無理やり歌えっていうことではありませんけども、今は「旅立ちの日に」ですか、何かそんな歌があったかと思っておりますけども、その歌も良いわけでありまして、昔の歌っていうのはいいもんだなあと思っておりますので、様子をお聞きします。

○教育長

「蛍の光」も「仰げば尊し」も学習指導要領で指導を指定された曲ではありませんが、現在使用されている音楽の教科書では、5年生に「蛍の光」が、6年生に「仰げば尊し」が載っております。ですので、小学校での音楽の授業でCDを聞いたり、あるいは歌ったりする機会はあります。

ただ、「仰げば尊し」は指導する先生にもやや抵抗があり、言葉も子どもたちが歌うというには難しいように感じます。

卒業式に卒業生が歌う歌は、卒業生の気持ちを大事にして選んでいくのがよいと考えます。

ただ、将来的にこの歌を歌おうと思ったときに歌うことができるように、曲のよさやハーモニーのよさを楽しみながら学んでほしいと思っております。

中学校では、特に指導はしていません。

○8番

(柳生 仁) これは私の勝手な判断かもしれませんが、昔と今と先生方への思いが社会的に変わってきたのかなあと思っております。どのように変わったかとは言いませんけども。そのときに、やはり中学卒業のときに、義務教育が終わるときに「仰げば尊し」でもって本当にありがとうございましたと言える歌っていうのは本当にじいんとくる歌かなあと思っておるわけでありまして。先生方によっては温度差があるっていうことなので難しいかもしれませんが、私はこれからの子育てにも決してマイナ

○教 育 長 スの歌じゃないなあと思っておりますので、今後の課題として頭の中へ入れておいてもらいたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

子どもたちの気持ちを大事にして卒業式では選んで歌っていくということでありまして、ただ、将来的に子どもたちの胸の中に大事にしていてもらえればというふうに思っております。

○8 番 (柳生 仁) 私は、先生方は、よく恩師って言葉がありますけども、まさにそのとおりだと思っております。ぜひとも先生方を敬えるような環境づくりをお願いします。

次に、プールの安全対策は万全かっていうことを質問してまいります。

ことしも暑い夏がありまして、間もなく終わろうとしております。

報道ではプールの熱中症が心配と報道されております。

また、安全面でも、ことしの民間プールではライフジャケットを着ていたのに溺れてしまったなんていう事件がありました。

プールの暑さ問題は多くの学校が課題としております。

水泳中の熱中症については92件ほど、プールサイドにおいては60件、それから更衣室においては9件と熱中症の報道がされております。

この対策として全国的にも、全部ではありませんけども、プールサイドに遮光ネットをするとか、夜には水の上にシートをかけるとか、いろんな対策をしておるところがあるようでもありますけども、中川村の安全対策はどのようになっているかっていうことであります。

また、中学校のプールでありますけども、早くに利用終わったようでもありますので、8月5日ごろ見たときには水が汚れておってごみも浮いておったわけでもありますけども、ある生徒さんが部活の後にプールに入ったら汚れておったと、こんな話がありました。私が見に行ったときには、別に通行どめもなく気楽に中に入っていける状況だったんで、その生徒さんはつい気楽に入って汗を流したのかと思いますけども、使わなくなった場合には、もう使用禁止の看板を書くとかロープを張るとか、そういった安全対策が大事じゃなかったかなと思っております。

ある民間の〇〇スイミングでは、監視のほうを5分に1回、プールの中の人数を数えては見ておるようでもありますし、見回っておるようでもあります。

また、子どもたちの水泳の指導、そのときにはレーンごと指導者がついて、約1レーンに10人ほどですかね、そして責任者が責任を持って生徒の指導に当たると、そういった安全対策をしておるようでもありますけども、中川村の夏のプールの安全対策はどのようになっているかお聞きします。

○教 育 長 まず、プール制掃時、プールを開くときでありますけれども、排水溝の状況確認を各校で行います。

プール使用期間中の授業日は、朝、それから2校時休み、昼休みに気温、水温、塩素濃度の測定をしております。

授業では、初め、休憩時、終わりに、バディーといいまして2人組による人員確認

をしているわけでありまして。

指導は、連学年で行うか、あるいは支援員の先生がつくかして、必ず2人で指導できるように心がけております。

ことしの夏は約20日間、水泳の授業ができました。

夏休み中の指導では、当番職員がプールの塩素濃度や気温、水温を測定して安全確認をするとともに、PTAの皆さんに監視をお願いして、プール内の確認、人員確認の補助もしていただいているところであります。

暑さ指数というのがございまして、環境省熱中症予防情報サイトがあるわけでありまして、その暑さ指数WBGTという指標がありまして、これは湿度と日射と気温の3つを取り入れた指標で、小型の計測器で数値が読めるわけでありまして、このWBGTが31℃以上のときは危険ということになっておりまして、これを確認しながら指導しております。ことしの夏も夏休み中WBGT31℃以上ということで水泳の中断判断をして時間を短縮した日も何日かありました。

夏休み中に7日間の学校完全閉庁日がありましたけれども、その間も担当職員が定期的に見回って、ごみの除去あるいは塩素濃度の調査をして藻の発生を防いで、2学期の開始後の授業が円滑にできるように管理をしました。

ただいまご指摘の中学校でありますけれども、中学校では1学期でプールの学習は終わりましたので、塩素濃度の管理は7月いっぱいとしておりました。けれども、夏休み中に入って実際に授業で生徒が入ることがないために、水の動きがないために藻が出始めていたことがあったというふうに思います。ご指摘に部分につきましては、部活の顧問の監視のもとではありましたが、衛生面から、今後はこのように注意をしていきたいと思っております。

○8 番 (柳生 仁) プールの安全確認については、一定の決まりがあって、それに基づいてしておることから、非常に力強く思っておりますけども、また東小あたりもテントがあって、日陰をつくってやっておったりとかしていただきましたけども、中学はもう終わっておったんでテントがなかったと思いますけども、そういった基準もそうですが、テントを張って日陰をつくるとか、そういう仕組みは非常にいいかと思っております。全国的にも、言ったように遮光ネットを張って日陰をつくって使いやすい環境をつくると、ちょっと環境が悪いんでプールやめるんじゃないかと、使いやすい環境をつくることも大事かなあと思っておりますし、子どもたちが活発に水泳することは非常にいいかと思っておりますけども、将来的に、何らかの日陰をつくる、そしてその日陰におれば暑さがしのげ、またプールに入れるってというような、そんな仕組みがあるといいと思いますけども、そこら辺はどのように考えておりますか。

また、水泳中でも何か熱中症になるっていうんで、よく理解できませんけど、水の中において熱中症になるっていうんで、水分補給なんかはどうなっているのかお聞きします。

○教 育 長 日陰につきましては、両小学校ともテントを張って、また遮光ネットも使用しておりますので、配慮をしているというふうに考えております。子どもたちの健康状態を

担任やら補助の先生方、観察をしながら進めていくということで見たいと思います。

○8 番 (柳生 仁) いつもの中川村のプールから事故が起きないように、しっかりとお願いします。

次に、防火扉は確実に機能するかということで質問してまいりますけども、中川村の防火扉は火災が発生すると自動的に閉じると聞いております。点検は年何回ぐらい行っているかではありますが、電源が落ちても自動的に作動するのかなど、そんな確認されているかをお聞きします。

幸い、中川村では火災事故が起きておりませんが。

ちょっと話変わりますが、海岸線に防潮堤というものがあまして、高潮や津波のときにはそれを閉めるようではありますが、普段からこの確認をしておかないと、いざというときに動かないようであります。海岸端で話を聞く機会がありましたんで聞いたところ、その方は、そこの防潮堤の管理責任者ということで、私は毎日見ておりますと、特に東北の震災以降、これは毎日見にやいかんなあと、閉まるんじゃないかと確認しにやいかんなあとということで点検しておると聞いております。

○教育長 中川村の学校の中にある防火扉の確認については、どうなっているかお聞きします。

防火扉は、火災が発生しますと、煙を感知して扉が閉まるような仕組みになっております。電源が落ちた場合でも非常電源が働きますので、作動をします。

動作点検のほうは年2回行っておりまして、不具合があった場合は、できるだけ早く修理をしてもらえるようお願いをしているところです。

○8 番 (柳生 仁) 機械ものというものは、確かにいつどこで間違うかわかりませんが、消防団員なんかは、消防のポンプなんかは月に2回、エンジンかけて水を吸うのかわかっていう点検をしております。しなくたって吸うはずなのに、きちんとやって、間違いないと、そして火災予防運動をしてくれております。

防火扉も年2回でいいのかどうか、本当に、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○教育長 現在のところは、3月と9月というふうに決めておるわけであります。3月の春休み、あるいは9月は夏休みというような感じで調べておりますので、現在のところは大丈夫かなというふうに思っているところです。

○8 番 (柳生 仁) ちょっと1回に聞けばよかったけど、その点検は先生方がしているんですか、それともメンテマンスでやっていますか。

○教育長 専門の業者さんが確認をしてくれます。

○8 番 (柳生 仁) そういったメンテナンス、確かにプロが来るんですが、先生方も確認できるような仕組みはないのですか。

○教育長 煙の感知でありますので、常に教師のほうでもということはないわけです。

○8 番 (柳生 仁) 煙感知に頼るだけじゃなくて、動かせるかなあつていうことをちょっと心配しておりますけども、今は煙感知だけに頼っておるといことなので、時としてそれがうまく作動しない場合がありますので、ぜひとも先生方でも時としてみられ

るような仕組みがあるといいのかなあ、業者さんだけ頼りじゃなくて、やっぱり自分たちのところは自分たちで守るっていうくらいな、先生方にはお荷物かもしれません、ぜひとも頭に入れていただきたいと思っております。

次に、小学校の屋根に太陽光発電が設置できないかっていうことを質問してまいります。

ことしは学校の教室に、これは全国的でありますけども、エアコンが設置されました。先生に聞いてみますと、大変快適に過ごすことができましたと話をしてくださいました。ちょうど伺ったときは涼しい日だったので窓を開けて勉強しておりましたけども、学校のエアコンは火力発電所からの電気を利用しております。長野県の電気は新潟県上越の火力発電所から全部賄っていると中部電力にお聞きしました。最近の火力発電所はCO₂の排出を最小限に抑えておりまして、燃焼を2回することによって、より一層CO₂を下げたという仕組みをとっております。

中川村では、庁舎の屋根に太陽光発電を設置しており、その効果が少しずつ出始めておると決算のときに報告があります。

日本で最も美しい村をイメージとして、時には国の補助金がなくても学校の屋根などにCO₂ゼロの太陽光発電を設置して、夏も冬も安心して気楽にエアコンが使えるような仕組みをつくってはどうかと思っております。

また、素人判断でございまして、小中学校の建物は大変強固にできておると思っております。

私は、これはいい際かと思いますが、村長のお考えをお聞きします。

○村長 まず、中川村という行政単位で今考えている地球温暖化ガスの削減、このことについて計画を策定中であるということをお知らせしておきたいわけでありまして、中川村地球温暖化対策実行計画というのを今策定中でございます。昨年の事業費でもって専門業者に委託をいたしまして、村内にある公共施設がどの程度の面積がありCO₂を削減しているか、使用電力に基づいてこれを調査してあるわけでありまして、これを法律であります地球温暖化対策の推進に関する法律、この法律の第4条というやつで地方公共団体の責務というのが規定をされております。これは何かと申しますと、実行計画期間、2030年を目標としまして2019年～2023年度の5年間ごとで、地球温暖化ガス、特に二酸化炭素、こういったことをどうやって減らしていくかということをおおむね計画的に追求しながら見直していくと、こういうふうになっておるのでありまして、目標としては、2013年～2023年、この10年間で25%削減する。目標ですよ。最終的には2030年までには40%の削減をしましょうという非常に厳しいというか、ものすごいハードルの高い目標を立てておるわけでありまして、削減の目標数値は大きくありまして、厳しいわけでありまして、特にエアコンの稼働時の電力を太陽光発電で幾らかでも補うというようなことは温室効果ガスの削減にも有効であるかなというふうには思います。

今お話のありました場所をどこだつてということですけど、広いグラウンドがありますよね、グラウンドに設置できれば一番いいわけでありまして、これも、グラ

ウンドを、学校の校庭を使いますと、やっぱり教育に支障がありましようし、違う面でもいろいろ問題が出てくるということで、当然、屋上ということを考えるわけがあります。その屋上というふうに考えた場合、学校教育の中で屋上を利用しながら今絵を描いたり、いろいろなことを授業として取り上げているということも聞いておりますので、これとの利用も含めてあわせて考える必要があるだろうというふうに思っております。

また、屋上といいましても広大に無限に広いわけじゃありませんので、当然、屋上の中でも上にいろんな施設が乗っかったりしていますから、スペースとしては限られてくるだろうということでもありますから、屋上に設置する場合でも、当然、面積で発電量は限られるであろうということから限定がされるでしょうから、いろんな意味で、その発電量に見合うだけのものを設置するとしたらどのぐらいのお金がかかるのか、それがどのぐらいの発電量であったら常時エアコン等を稼働したときにどのぐらいの消費電力をそのものの差し引きで賄えるのかということをいろんなところで総合的に考えながら検討すべき課題だとはいうふうに思っております。

ちなみに、補助金の制度というのが、ことしのところはもう締め切りがあったようでもありますけれども、たまたま学校施設環境改善交付金事業と、こういうようなものがあるようでありまして、そのうち太陽光発電等導入事業も単年度ごと、これも要望を集めて、それで手挙げをして、補助金がつくかどうかというのは文科省サイドの話になるかと思っておりますので、必ずあるとは限らないわけでもありますけれども、こういったものもまだあるようではあります。

ただ、今申し上げたとおり、必ず手挙げすればつくかどうかということはまだ保証できないというようなふうに考えております。

○8 番 (柳生 仁) 中川村の環境を考えとる施策があるという話でございましたし、また設置にも時として補助金もあるというような話であります。補助金頼みも財源上大切でありますけれども、ぜひ、今説明の中では、屋根の全部が使えるわけじゃないとか、いろんな説明があったわけでもありますけれども、私はエアコン分100%間に合わなくても、少しでも補えるってことは大事なかなと思っております。

近年では、昨日も5番議員が一般質問でありましたけれども、地面に設置しておる部分があるわけでもありますけれども、私は環境問題でやたら野原に太陽光発電を設置することは余り好ましくないなあと、中川村は、やはり日本で最も美しい村と言っておる以上は、そのことが大事かと思っておりますし、ぜひとも学校の屋根に太陽光発電設置できるような施策を今後課題として検討していつてもらえるかどうか、もう一度お願いします。

○村 長 今申し上げましたとおり、大きくは、地球温暖化対策実行計画、これをもうじき確定いたします。これに基づいてどうやって進めていくか、一つ一つの施設の見直しをしながら考えていったときに、小中学校での二酸化炭素の排出削減という観点からどうだろうかという個別の対象課題にはなるというふうに考えておるということでございます。

○8 番 (柳生 仁) 少し前に進むかなと思って期待をしております。
質問を終わるわけでありまして、ことしも保育園、小学校、中学とそれぞれ催しがあって、この14日から小学校の運動会から始まってあるわけであります。中川村の子どもたちが本当に健やかに元気で育つてということは私たちの最大の願いなのかなあと思っております。

少し話は変わりますが、ことし7月の後半だったか、中川村に合宿に来てくれた愛知県の高校生の吹奏楽の披露が文化センターでありました。村長も教育長も、それから副村長も来て一緒に聞いておったわけでもありますけれども、実に子どもたちが明るく楽しく吹奏楽をしてくれました。本当に、それで、終わった後にも話聞きますと、朗らかに答えてくれましたし、これからどうするんだいって聞いたところ、これから地方大会があって、県大会があって、全国大会へ行くんだって言って、どこまで行けるかわからんけど頑張るんだってというような話があって、夢を持つていうことは子育てにおいては非常に大事なかなと思っております。

中川村の中学校の吹奏楽は非常にうまいし、スポーツの面でも特に素晴らしいのがありますので、ぜひ子育てには全力を投入していただきますようお願いしまして、一般質問を終わります。

○議 長 これで柳生仁議員の一般質問を終わります。
次に、2番 飯島寛議員。

○2 番 (飯島 寛) 私は、さきに提出しました一般質問通告書に基づき質問します。
1 「「支え合いの地域づくり懇談会」について」。

本年7月25日に横前地区の支え合いの地域づくり懇談会が開催されました。昨年度は地区総代から村議会議員として出席依頼があり出席しましたが、本年は地区会計であり、地区役員として地区協議会も兼ね各組長らとともに出席しました。支え合いの地域づくり懇談会は、社会福祉協議会と保健福祉課、村の地域包括支援センター、地区担当民生児童委員が出席して開催されました。

支え合いの地域づくり懇談会の開催主体や開催目的、村がどのように関与しているのかが十分理解できませんので、以下、質問します。

1、支え合いの地域づくり懇談会の開催主体はどこかお聞きします。

この質問につきましては、昨年は社会福祉協議会と地区担当民生児童委員、地区役員と各組長が主な出席者だったように記憶しているのですが、社会福祉協議会主催ならば、地区担当民生児童委員は村から選任されていますから、なぜ保健福祉課が出席しないのかわかりませんでした。

本年は、冒頭でお話しましたように社会福祉協議会と保健福祉課、村の地域包括支援センター、地区担当民生児童委員が出席して地区役員と各組長とで懇談しましたので、一体どこが開催主体で、全体の責任はどこが負っているのかわからないという理由から質問するものです。お答えください。

○保健福祉課長 支え合いの地域づくり懇談会の今年度の開催主体ですが、村と村社会福祉協議会となります。

○2 番 (飯島 寛) 続いて2番の質問に入ります。

支え合いの地域づくり懇談会の当初のスタートから現在までの経緯はどうなっているのかお聞きします。

この質問は、聞くところによりますと、かつては消防団が災害発生時に救護しなければならない方々を把握しておく措置だったのではないかとこのようなことでしたので、このことが、私の情報が正しいのかどうか、聞いた情報が正しいのかどうかを含めてお答えください。

○保健福祉課長 過去からの経緯ということですが、始まりましたのは、平成24年度から26年度まで、村内全地区で防災説明会を開催して、あわせて大災害の際に災害時要配慮者を支援するための災害時要支援者台帳と支え合いマップの整備を総務課交通防災係と村社協が協力して行ってきました。その後、台帳と支え合いマップの更新につきましては、引き続き地区自主防災組織が行っております。

それで、平成27年度、3年経過して4年後ということになりますが、平成27年度は第6期介護保険事業計画開始の年として、総合支援事業の内容や地域包括ケアシステムの構築、それから自助、互助、公助、共助の考え方を持っていただくために保健福祉課も新たに参加をして懇談会を開催しました。

それで、平成28年度からは、地区で自主的に進めていただくことから交通防災係は参加をせずに、平成28年度と29年度につきましては平成27年度と同様に地域包括支援センターと村社協が協力して開催をしてきました。

それから、平成30年度については、村社協が単独で開催しております。

今年度につきましては地域包括支援センターと社協が協力して開催していますが、保健福祉課につきましては進行役というような形で加わって開催しております。

○2 番 (飯島 寛) 私が一番求めたことが、今、的確にお答えがありました。

何か起きたときに困っている人たち、逃げそびれる人たちを出さないようにするというのが本来目的であったはずなのに、福祉という名前に名を借りて焦点がぼけてしまった、これが私は非常に問題だということで今回の質問に至った経過でございますので、その点を含めて次の質問に進みます。

支え合いの地域づくりの目的は何かお聞きします。これが今私の申し上げたことですが、この質問は、先ほど来申しているように、懇談会の目的が災害発生時に救護しなければならない方々を把握しておくべき措置の1つだとすれば、懇談会で得られた情報を表に出すことなく極秘裏に、防災対策部署、総務課でいえば交通防災担当部署と思いますが、あるいは消防団かもしれませんけれども、そこで保管しておく必要があるというふうに思われるわけですが、この懇談会の本来目的を確認したく質問したものですので、3番の質問は先ほど保健福祉課長が答えてくれましたので、お答えは必要ありません。

続いて4番目の質問に入ります。

支え合いの地域づくり懇談会への参集範囲はどこで決定して、どこで開催案内を発信しているのかをお聞きします。

この質問は、実は、当日の懇談会の冒頭で私が、この懇談会で各組長が自分の隣組では〇〇さんというひとり暮らしの人がいますとか、〇〇さんという身体障害者がいますといったこと、いわば公衆の面前で実名を挙げて発表し合うのはいかがなものかというふうに私が申し上げたところ、その後の各組長の発表で余り実名は挙がらなくなりましたが、困っている人たちを上から目線で、あの人たちはかわいそうだなと、じゃあ、それをよその組の組長が聞いて、それをどうするんですか、実際に助けにもいかないのに。そういった、いわば事前措置に名を借りた自己満足的なものの会議になってはならん、本来目的が失われているこの会議はだめだというふうに私が感じたからでございます。中にはどうしてここにいるのかわかんない人まで来ていていっぱしのことをおっしゃってましたんで、こうした参加資格もわからないような人たちが議論する場では絶対ないと思いますので、参加者の懇談会の参集範囲はどのようになっているのか、わかり次第教えてください。

○保健福祉課長 今年度の開催案内につきましては、村から通知をしております。

それから、おっしゃられた参集範囲については、こちらで把握しているのは村の通知に基づいて地区で決めていただいているということです。

○2 番 (飯島 寛) 続いて5番の質問に参ります。

支え合いの地域づくり懇談会は、どのような成果が上がっているのかお聞きしますという問題です。この質問は、この懇談会の理念、理想、目的は評価に値するものではあると思われませんが、結果論として協議内容が各組内に浸透しておらず、組長交代の際に引き継ぎ事項ともなっておらず、大災害に見舞われることがなかったことは幸いしているというように考えてならないわけでございますが、本当のところをお聞きするものです。お答えください。

○保健福祉課長 懇談会についてのどのような成果が上がっているかということですが、保健福祉課と地域包括支援センターは平成27年度から今年度まで、地域包括ケアシステムの構築、あるいは自助、互助の大切さについて地域で考えていただくために介護保険制度について人口問題や地域の状況などについて資料を用いて説明をしてきました。その結果、懇談会参加者には各地区ごとの人口減少の推移とか人口の予測が周知できたかと思っております。孤独な高齢者を出さないためにどんな助け合いができるのかということですが、なかなか難しい課題として、現状、お答えはなかなか厳しいとは思いましたが、現状の把握というのはされたのかなあと思っております。

それから、今年度、懇談会を開催したわけですが、今年度につきましては、懇親会の折に出された話題とか意見などをまとめて各地区にお返しをして、そこから各地区の課題を地区の皆さんと共有して、地区ごと課題解決に向けた取り組みを一緒に考えていきたいと考えております。

○2 番 (飯島 寛) 今のお答えは希望的な観測であって、具体的な成果は実は上がっていないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○保健福祉課長 こちらが成果と思っているのはこちらの意見ということですので、具体的に個人からアンケートをとるといったような具体的な結果というのは示されておりませんが、

○2 番 なかなか個人的な回答については、ちょっと今のところお答えはできないところです。
(飯島 寛) 私が申し上げているのは、それが地区のほうへどういうふうに戻元されて、各組長あたりがどのような認識を持っているかというところまでは成果として上がってきていないということを申し添えておきます。

続いて6番の質問に入ります。

横前地区の支え合いの地域づくり懇談会では、1年だけの任期の各組組長が全員いる中で各組の支援を要すると思われる人たちやひとり暮らしのお年寄りが実名で発表されていました。支え合いに直接関係のない他の組長にまで個人名を本人の承諾がないままに発表していたのです。これは、本人の承諾がない限り、支え合いに名を借りたプライバシーの侵害だと思われませんが、村としてはどのように考えるかお聞きします。

○保健福祉課長 やはり個人情報の適正な取り扱いを図っていく必要があります。開催当初から災害時要支援者台帳と支え合いマップの整備を進めてきたところですが、要支援者の承諾をいただいて台帳を作成しているということで、台帳につきましては総代に配付をしております。

懇談会では、災害時に限らない普段からの支え合いを中心に考えていただくために、地区の中での支え合いの様子を中心に進めてきました。資料は要配慮者支援、自治会活動など地域にとって必要、有益な活動のために有効に利用される目的があるわけなんです。地区内のことで皆さんが承知はしていても、要支援者の氏名をどんな目的に利用するのか明確にされた上で使用するべきだったと考えます。今回は同意を得ることをしてこなかったのですが、今後は何らかの形で本人の同意を得ておくことが必要と思われまます。

○2 番 (飯島 寛) 前向きな回答をいただきましたので、ぜひそんなふう将来的な展望は進めていただきたいと思います。その答えは、7番の質問の村として支え合いの地域づくり懇談会がプライバシーの侵害であるとのそりを受けることなく、本来目的である支え合い、特に有事の際の助ける、救出する、救助するというような本来目的があることに実効性を持たせる策を講じていく必要があると思えますが、そういった考えは村として持っているかどうかをお聞きします。

○保健福祉課長 プライバシーの侵害に当たらないように今後はしていきたいと思えますが、何らかの形で住民の理解を得ていきたいと思えます。先進地の取り組みなどを参考にしながら今後検討していきたいと思っております。

○2 番 (飯島 寛) 続いて8番の質問に入ります。
地震や水害といった自然災害や火災などの災害に対しては中川村消防団があり、また並行してひとり暮らしのお年寄り等には本人希望を前提として、要するにプライバシーを侵害しないようにという前提だと思えますが、本人希望を前提として民生児童委員が個別対応しています。こうした組織や委員さんたちとの横の連携を検討した上で支え合いの体制づくりを行い、実効性を確保するのが本来の姿であると思えますが、村としてはどのような認識でおられるのかお聞きします。

○保健福祉課長 過去、保健福祉課、それから地域包括支援センター、それから交通防災係が調整し合って取り組むように進めてきました。今年度は保健福祉課、進行役としての保健福祉課と地域包括支援センター、それから村社協が協力して開催をしております。今後、消防団、それから民生委員、それから地域住民の連携があつて支え合いの体制づくりの実効性があるものと考えます。実効性が確保されるよう検討していきたいと思っております。

○2 番 (飯島 寛) 前向きな答えがありましたので、大いに期待するところであります。最後の質問に入ります。

今の質問とも関連するわけですが、村の防災ハザードマップには我が家の防災メモが全体のものやら地区別のものやらにも記載されております。特に支援を要すると思われる人たちやひとり暮らしの高齢者の方々には、我が家の防災メモの必要性を周知するとともに、各組、各地区の役員や支援を要すると思われる人たちやひとり暮らしの高齢者が組内にいる組長には、有事の際にはこうした人たちや高齢者の対応を具体化して被害者を出さないというようにすることが必要であると考えます。そのことについての認識を再確認します。

○保健福祉課長 災害などの有事の際の要支援者に該当されるっていうか、なる方には、ひとり暮らしの方とか2人暮らしの方、それから体の不自由な方とか障害のある方、それから寝たきりの方など、さまざまです。居場所を把握しておくこととか、御近所でどんなかわかりを持っておられるのかとか、確認しておくことも大切だと思います。

近年、自然災害が多発する中で、災害に危険性が高まった際に、過去の経験を教訓に自治会などが自主的に要支援者の安全確認や早目の避難を呼びかけている姿を報道などでよく目にしますが、行政の手が届かないところでも互助力を高めて、助け合い、支え合いができるような体制づくりが必要だと思います。ぜひ、地区ごとの懇談会とか防災マップづくり、あるいは防災訓練などの中で、各地区自主防災組織で話し合っていていただけたらと思えます。

○2 番 (飯島 寛) ここでちょっとおわびを申し上げますが、一般質問通告書をした後、9月1日の日に地区の防災訓練が行われました。訓練に際しては各組に組内の各世帯の実態調査票が配布され、各組長がそれぞれの詳細を記入して地区総代に提出されました。私は、地区役員として調査票を目の当たりに見たわけでございますが、調査票は相当詳しいことまで記載されておりました。懇談会をやらずとも、これで実態が把握できるぞというくらいの私は認識を持ったわけですが、そうしたものが各地区の総代の手元にあるということについて、これを非常に大切な防災事前情報となり得るということを意識していただけるかどうかについてお聞きしたいと思えます。お願いします。

○総務課長 各地区の防災訓練に当たりまして、各組からそこにお住まいの方の人数、実際に避難、訓練ですが参加をされた方、おうちに残られた方、出ておられる方の人数をそれぞれの世代ごと把握をして提出していただくようお願いをしたところであります。世帯主の方はわかりますが、それぞれの世帯の中の個人名までは出しておりませんけ

れども、そういった調査といたしますか、ことを年1回ではありますけれども、組長さんが中心になって各組の中を点検していただくということによって、まず組長さんを中心にして組内あるいは集落全体の状況を把握するチャンスになるかなあということをお願いをしたものでございます。個別の情報については地区に管理をお任せしますけれども、今後とも有効に活用していただけたらと思っております。

○2 番 (飯島 寛) 期待どおりの答弁をいただきまして、ありがとうございました。

三六災害から58年経過し、60年近い時間が過ぎました。この間、大災害に見舞われることのない中川村が、想定外の大災害が各地で発生している昨今、万一こうした大災害に見舞われたら、一人では避難できない人たちを一人の被害者も出すことなく救助できるでしょうか。社会福祉協議会や保健福祉課、村の地域包括支援センター、地域担当の民生児童委員、交通防災係、消防団、地区総代会、各地区隣組がセクショナリズム払拭して有事の際に被害者を出さないように統一した対応ができる体制づくりを期待しまして、私の質問を終わります。

○議長 これで飯島寛議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午前10時20分といたします。

[午前10時11分 休憩]

[午前10時20分 再開]

○議長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

4番 大原孝芳議員。

○4 番 (大原 孝芳) では、私は2問の質問をしたいとおもいます。

まず最初に「太陽光発電施設を巡る独自条例が必要では」という題で質問をしたいと思えます。

昨日、5番議員のほうからも同じような質問が出ていますので、ちょっと重複するかと思いますが、よろしくお願ひします。

私、以前、たしか、調べてないんですが、4年ぐらい前だと思えますが、同じような質問をした経緯があります。それは、まだ太陽光施設が中川村にそんなにたくさん出てきていなかったような状況もありますし、また昨今の様子を見ますと本当にたくさんの方の施設ができて、ここまで普及するとは思ひもしなかったわけでございます。こういったことについていろんな各地で訴訟問題であったり住民トラブルがあるということで、今朝もニュースを見ていると、伊那市の高遠町でも、もう今朝の朝刊ですかね、信毎の、そんな記事も出ていまして、この問題は、中川村に限らず本当に全国各地で出ている問題だなと感じております。

そうした中で、ちょっと太陽光の発電がどんなふうにも、この制度ができてから、フィットと呼んでいるそうですが、どういうふうにもできてきたかということが新聞を見ても出ていまして、2012年に始まったと書いてあります。要は、2011年の東日本の大震災の以降急激に、この制度ができたことによって太陽光施設の、住宅もそうですが、大規模なメガソーラーみたいなものができてきたというようなことを書いてあり

ます。またそれから、きのうも出ていましたが、2017年にはそういういろんな問題を踏まえまして再生可能エネルギーの特別阻止法に伴う国のガイドラインっていうのができて、いろんな問題に対して対応しようと、そんなようなことも過去にはございました。

そうした中で、これも新聞の記事なんですけど、長野県においても御多聞に漏れずいろんな問題ができて、各自治体でいろんな独自の条例をつくるような動きがございます。

そうしたことを踏まえて、今現在、中川村にも幾つかの施設があるんですが、どのような経緯をたどって現在そういった太陽光が存続しているかということをお聞きしながら、これからの課題について質問してまいりたいと思ひます。

まず第1問としまして、村内に、きのうも税務課長のほうでお話があつて、数なんかがあつたんですが、今ある程度の大型の施設なんですけど、どのような経緯をたどって今日に至っているかといったことでございます。一番近々の施設は、私の住んでいる三共地区でございます。それについては、私も住民としていろんな説明会とかに参加していますので、今日行われているようなガイドライン的なことはわかるんですが、過去の例えば国道にある施設、それから上前沢へ中央から上がっていく1つであったり、それからトンネルの入り口であったり、それから渡場の上の段の傾斜地ですか、そういったことのちょっと目につく大型の施設はそこなんですけど、これは当然、行政の農地法であったり、いろんなご指導があつたと思うんですが、特に今問題にされている景観だとか、それから災害とか生活環境といったことに特化した町政のそういった指導とか、そういうものが今までつくられてきた過去にそういうものがあつたかどうかということをお聞きしたいと思ひます。

○村 長 今、議員のほうからご質問がありましたので、お答えを私のほうからさせていただきますと思ひます。

今お話のありました大規模なもの、南田島の、何ていいますか、むじな坂をおりてきたところに、大型のものではあれが一番最初だったかと思ひます。今はない会社が設置をしたというふうにしたものでありますし、その後、大きなものといひましたら中通り上前沢のカントリーエレベーターの上に飯島の事業者さんがこれを設置したと、面積で1ha近くあるのではないかと思ひますけれども、あれが大きかったということでもあります。これらのものについては、今お話がありまして、農地に設置をする場合には農地の転用、こういったものはそれなりに指導をしてまいりましたし、大規模な開発、3,000㎡以上を超えるようなものについては、その指導も法律に基づいて許可を受けるようにという指導もしてきたところでもありますけれども、今お話があつたところで、それ以降、いろんなところでの地区との協定を結んでもらったり、地区にまずお話をしてもらったり、いろんなところでは、法律に触れないこと、もちろんそうでもありますし、地区の合意を得ること、こういったところで1つガイドラインというものを整備いたしました。平成26年の12月からこれは実施をしておるところでありますけど、中川村再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドラインというものでございます。これについては、対象となります施設は10キロワットア

ワー以上の発電施設の建設を対象にするということでありまして、太陽光発電、小水力発電、それから風力発電、バイオマス発電、その他再生可能エネルギー発電を対象にするというものでございます。中身は何かといいますと、簡単に申し上げますと、まず、ガイドラインに基づいて事前に相談、問い合わせがありました時点で、電力容量や設置場所、地目を確認し、事前協議等を依頼するというものでございます。まだ幾つかありますけれども、住民税務課の生活環境係が窓口になりまして、そこへ持ち込まれたものについてはガイドラインに沿ってそれぞれ適切な、いわゆる住民の皆さんとの話し合いをしてもらうとか、協定をできるだけ結んでもらうとかというような指導を行っておるということでございます。

○4 番 (大原 孝芳) 多分そういうことだと思います。

それで、特に渡場地区の施設については、ほかの施設で私がお聞きしているのは、特別大きな、住民側から、何ていうんでしょうかね、こんなはずじゃなかったとか、そんなのは余り聞こえてこないんですが、渡場の施設については、農業委員会の会合を開いたときとか、そういったときに非常にあの施設については、何ていうんでしょうかね、私の感覚としては、やっぱり地域住民とうまくすり合わせてこなんじゃったんじゃないかなというような感触を持っているんですが、特に渡場の施設のついでちょっと詳細がわかったら教えていただきたいんですが、そのプロセスを。

○村 長 渡場の施設については、詳細はちょっと詰めてございませんので何とも言えません。

ガイドラインができたときに、つくってあったのを平成26年12月というふうに申し上げましたけれども、ガイドラインの問題点は、これは指導の、これに沿ってお話し合い、話に沿っていただいた事業者さんにはこういうふうにしてくださいよということが言えるわけでありましてけれども、もしかしたら渡場のところに、あれは10キロワットアワー以上だと思っておりますけど、設置をしたときにこの届け出なりはしていなかったかもしれないですね。つまり、ガイドラインっていうのは、こうしなければいけないっていう、必ずこのとおりになさいという、何人も縛るものではないわけでありまして、ちょっとそこところは承知をしておりますので、申しわけありません。

○4 番 (大原 孝芳) 特に、できた後から、今非常に、きのうも5番議員よりありましたように、最終処分はどうされるのかとか、非常に予測できないことが起きてくると思います。太陽光も経年劣化とか、いろいろあるんでしょうが、今まで経験値としてないわけですよ、今までずっと太陽光をやってきて、それから30年40年後どうなっているかっていうね。だから、そういう中で非常に心配されるっていうことは、当然、地元住民は当たり前だと思います。

そうした中で、2番のほうですけど、やっぱり村内にそういったものが建設されようとした場合に、特に、きのうも出ていましたが、災害防止とか、それから、まずは景観面でみんな、近隣のお百姓をやっておる方なんかは隣にもしパネルができれば非常にいろんな関係があるんじゃないかっていうことを危惧しますね。それから生活環境っていうことで、もし自分の住宅の隣にそういった施設ができたときにどんな感触

を得るか、そういうのは本当に想像がつくんですが、特に、もしこういったことが、もし中川村の中に、いろんな業者がターゲットとして中川村を狙ってきたときに、特にそれをどうするっていうことじゃなくて、特に村として一番留意しなきゃいけないことっていうのは、私もちょっと例として幾つか挙げてあるんですが、こら辺かなあと思うんですが、特に村長としてはどんなようなお考えをお持ちでしょうか。

○村 長 その前にちょっと、先ほど誤ったことを申し上げましたが、3,000㎡以上の土地に設置する場合には開発行為に当たるのでというふうに申し上げましたが、太陽光発電につきましては特に開発行為には当たらないそうでありまして、これは許可が不要ということであります。

まず、特に留意をしなければならない要件について今お尋ねをいただきましたので、お答えをしたいと思います。

第一に、やはり災害防止かなというふうに思います。設置場所と設置面積、設置面積っていうのは発電量にも比例するかどうかわかりませんが、関係してくると思いますけれども、設置面積かと思えます。村は、扇状地を中小河川が削り込んだ谷や段丘涯が多く、土砂災害の警戒区域が至るところにあります。このようなところの山林を伐採して設置する場合は、当然パネル面に当たった雨水がほとんど直接流れ出すために崩落の心配が伴うわけでありまして、したがって、これについては排水対策も必要でしょうし、何よりもこういった急傾斜の崩壊の危険区域には設置をしてはいけないということは長野県のほうで指導が協力にされるというふうに思っております。

それから、事業終了後の、事業が終わった後、発電事業が、施設、パネルもずっと使い続けられるっていうものではないと思いますので、終了後の施設の管理についての確認、それから、確認をしてもらって撤去するのか、継続して直して、また新たなものにつけかえてやるのかとか、そういったことも必要になってくるだろうというふうに思っております。

それから、平たん地において設置する場合は、やっぱりパネルに反射する太陽光なども考えられるわけでありまして、自然の地形と調和したような、集落の中になんか違和感があるわけでありまして、これらのことについては景観に対する配慮がされてしかるべきだというふうに思っております。

また、パネルに反射した太陽光が場合によっては大気を温めるような格好になって気温上昇につながるという心配も当然あるわけでありまして、周辺住民や関係地区への説明会というものは必ず実施をして理解、同意を得ていただきたいというのは考え方でありまして、これがガイドラインの中身にもなっております。これは必須ではないんですが、ガイドラインでは必ずとっていただきたいという指導事項にはなっております。

事業を今運転しております施設の管理等についても、これらについてはどうなっているかっていうことは確認をしておく必要があるかなというふうには思っております。

○4 番 (大原 孝芳) 三共にできた、今、稼働をこれから今すると思うんですが、太陽光

のときに業者さんと話をする中で、例えば最終的に処分、最終処分っていうか、それをどうするのって聞いたら、何か法律でそれを処分する費用をためておきなさいと、つまり貯金しておきなさいというようなことがあるので大丈夫だって言われたんですよ。ちょっと私も調べていませんので、またちょっと、そんなことを業者さんのほうから答えがありました。ですので、私たちの地元も説明がありましたので、それなら安心かなあというような話も出ていました。

それで、今村長が言われましたように、非常に再生エネルギーっていうのは本当に必要なエネルギーなんですけど、自分たちの環境を逆に壊してしまうっていう両面を持ったことでありますので、注意深くやっていく必要があると思います。特に中川村においては、なるべくこういった自然環境を保ちながら、こういった再生エネルギーも行っていくっていうことが必要ですので、風力発電も無理でしょうし、小水力もなかなか調査したけど大きなあれも得られませんので、一番有効なのは最終的には太陽光になってしまうかもしれませんが、ぜひうまく——うまくっていうか、両方、環境を守りながらやっていくっていうことが一番ベターな方法かと思います。

それで、3番になりますけど、最近、皆さんも目にしたと思いますが、新聞の広告とか、それから大きなA1ぐらいの新聞の半紙、そこに不要な土地を買いますといったような大きな広告が出ていますよね。それで、私見で、どこか東京のほうの業者だと思んですが、つまりまだ、買い取り制度の単価が安くなったとしても、まだまだビジネスとしては成り立っているようなことを業者さんは言っています。したがって、つまり中川村が、やっぱり遊休荒廃地があったり、山林とか、もうだんだん手に負えなくなると、そういったところについつい心が動いてしまうと、私もその一人かもしれませんが、つまり、買ってくれたり、そうすれば、もう本当に処分できれば本当にありがたいっていう方が少なからずいらっしゃると思います。そうしたことによって、こういった中川村にもこういった施設ができてくる可能性は私はあるんじゃないかなと思って危惧しております。したがって、どこかで、村長言われましたように、ガイドラインっていう1つのものはやっぱり抑制力が非常に限られているということですので、独自条例っていうか、条例である程度縛ることによって、これも完全に裁量権を超えるものじゃないですので、ストップはかけられないにしても、非常に業者の皆さんに建設のハードルを高くして、住民の同意あるいは景観の問題でつくらせない、そういったことが一番今の現時点では考えられる方法かなあと思います。

ちなみに、さっきの伊那の高遠のことを考えますと、新聞には、伊那市はガイドラインで行けると、つまり、やっぱり条例をつくってほしいっていうね、ある人の記事載せて、そうすると役所はガイドラインで行けると、そんなような言い方していたんですけど、やっぱりガイドラインだけではなかなかとめられないんじゃないかと私は思います。

したがって、ぜひ、遅かれ早かれ中川村にもそういったことを、もし条例がつけられることになれば、業者さんもあの村はなかなかちょっとハードルが高いよっていうよ

○村 長

うなことであれば、住民とのそういったトラブルも起きにくいと、そんなふうを考えます。

それから、太陽光については、平地、土地でなくても屋根とか、先ほどの話じゃないんですが、いろんな方法がありますので、余っている土地へ何かつくってもらおうみたいな、そういう安易じゃなくて、どうしてもここにつくって何かしようっていう目的を持って太陽光をつくっていくとか、そういうようなレベルに再生エネルギーを考えていただいたほうがいいんじゃないかと思います。

したがって、私は、こういった独自条例を、いつも人まねで物を言ってあれなんですけど、やっぱりこういったものによって少しでも中川村の環境を守っていくと、そういう意味で、ぜひ条例を研究して、先進地の条例を研究していただいて、こういったものを検討していく時期に来ているんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

ガイドライン、中川村の再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドライン、このガイドラインにつきましては、恐らく県のほうの指導等もありまして整備をしてきたところだと思っております。したがって、これはガイドラインを設けて、それに従って指導している自治体についていうと、恐らく同じような内容になっているんじゃないかなというふうに思いますが、何回も申し上げているとおり、ガイドラインっていうのは、それに良心的にというか、当然のこととして説明をし、指導を受け、それに基づいてきちんと地元と協定を結ぶなり、一部計画を変更してでもそれで協定を結んでやりましょうという、そういう意味ではまっとうな事業者といえますかの方はガイドラインを通じて縛りはかけられるんでしょうけども、これは指導基準ですから、よっぽど法律に違反するような、急傾斜地にどんとつくっちゃうとかいうふうなことを除きますと、これでは全部縛りがきかないという場合もありますし、いわゆる抜けて相談なくても、この範囲だったらできるはずだということによって事業者さんに対しては指導がなかなか行き届かないという、そういうことになりますから、このガイドラインというもののちょっと問題点は、県も言っていますとおり、業者さんにとっても平等性を欠いているということが言えるというふうに言っております。県は、できるのであれば、やはり自治体が独自に条例をつくるのが望ましいというふうに言っておりますし、このことは、やはり私もその必要があるんだろうなあというふうに思っております。

ただ、お話にありますとおり、最近の買い取り価格を見ますと、10kw以上で500kw未満は事業用の太陽光発電の2019年度の買い取り価格が14円プラス消費税と、こういうことで、ひところよりもかなりどんどん——かなりっていうか、安くなってしまっていますが、にもかかわらず、これが事業用としてっていうか十分成り立っているのは、パネルをつくる——パネルっていうか、パネルのつくる費用とか、いろいろ発電コストがものすごく安くなっているらしくて、そういうところから言っても十分採算に合うという見込みがあるんだろうと思っています。つまり、私たちがこんな中川村みたいな傾斜地、山あり谷ありのこんなところではやらないだろうと、事業者さんでもかく開発をしてまでやらんでしようなんと思っていると、それはわからんぞとい

うことかなというふうに思いますので、条例については、長野県も標準的なものを示しておりますし、これはもう十分研究していかにかいかん、つまり条例化を目指すという方向で着手をしたいと、研究を始めたいというふうに思っています。

○4 番 (大原 孝芳) 条例の必要性は村長も認識されていますので、特に、ちょっと重複しますが、地元の業者さんは、まだいろんな、三共も宮田の業者さんで、いろいろ地元のこともよく聞いていただいて、それからいろんな水利権がある水路があったり、そういったことに対しても、それから一緒になって草刈りを、周りも一緒に地域と一緒にやってやるとか、非常にそういう景観については取り組んでいただけるってことです。ただ、一番怖いのは、やっぱりビジネスのために何でもやるっていう方だって当然いるもんですから、今村長も言っていただきましたので、そういった防波堤のためにも、そういったものを整備していくってことで、前へ進めていただける、考えて研究していただけるってことでお答えいただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、次の質問に入りたいと思います。

7月21日に参議院選がございました。その投票率の低さに皆さんも非常に驚いたと思います。そういったことから、中川村のそういったこれからの住民の皆さんに選挙を通じて政治に関心を持っていただきたいと、そんなことからこの質問をしたいと思ひます。

まず、7月21日の参議院選挙では、全国の投票率の平均が48.8%ということで、5割を切ってきたということで、非常に、有権者の半分以上が選挙に行かないと、そういうことってどういうことかなってというような、非常に何ていうんですかね、どういふ国かなあと、ほかの国の投票率も余りよく調べてないんですが、まずそこで私は驚きました。

それで、もっと低いのがあったそうで、1995年には参議院選ですが44.52%ということで、まだ低い投票率もあったということでありますので、過去、今までの第1回からの選挙で過去2番目の低さということで大きく報道されました。

それから、長野県では54.29%、そして中川村では67.41%ってということでございました。中川村では前回、3年前が74.37%ってということで、今回はそれを下回ってしまったということであります。

長野県でいいますと、全国で長野県はそんなには低くないほうで、一番低いのは徳島県です。これは、皆さん御存じのように合区があったり、いろんなもめところですよ。それで、徳島、高知とか、いろんなところで合区で、また元に戻したり、いろいろしたところ何ですが、38.59%って特段低いですね。それから、あとは宮崎とか、東北のほうで青森とか非常に低いところがございます。ですので、長野県の54.29%ってというのは、全国ではそんなに低くないほうなんですね。だから、長野県の皆さんはしっかりそういった選挙というものに対する理解度が高いと、そんなふうに思ひます。

しかし、中川村でも今回下がったということは、これは、私は大きな問題であると考へます。

どういふふうにこれを分析するっていうことは、いろんな新聞でもされますし、皆さんいろんな、選挙管理委員会でもありますでしょうし、いろんなところでいろんな分析をされるんでしょうが、全体として各自自治体が低かったということでございます。

これを見まして、まず漠然と感想でいいんですが、村長はこういった事態を国政選挙ですのでこんなもんかなあというふうに思われるのか、それとも非常にこれは民主主義の大きな問題だと、そんなふうにお考へをお持ちか、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

○村 長 ご質問をいただきましたので、ちょっと過去の参議院議員選挙、地方区に限ってですが、中川村の投票率をちょっと見てみました。申し上げますのでお聞きください。2004年71.40%、2007年76.47%、2010年74.21%、2013年70.70%、2016年74.37%、2019年が67.41%ということでありまして、過去の6回の選挙、15年間で最低では2019年が最低になっておりますけれども、何とか71~76%と、過去は70%台を維持してきたことは見てとれます。

それから、2016年から18歳以上に選挙権が付与をされておりますので、上がるのかなあというふうに考へるわけでありまして、2019年は70%を割り込んでしまっております。ご指摘のとおり、18歳に達しました高校生、住民票を村に残したままの大学生等の投票率は非常に低いんじゃないかというふうに推測をするところでありまして。

もちろん、高校やなんかでは、新聞報道でもありますとおり、投票に行こうという行動を学生みずから起してみたり、模擬投票という形で取り組みをしてみたりということが続けていただいております。

2016年から長野地方区は定数が1人になりました。それ以前は定数が2でありまして、自民党、民主党、当時の民主党の候補者が占めてきたところでありまして。これは、要するに何が言いたいかっていうと、現職が、知名度っていうところからいけば身近な人が出ているよという意味で、じゃあ私も知っているから投票に行こう、この人という行動も起きるのかなあというふうに思ったところでありましてけれども、そういう中でも70%台は何とか維持をしてきておるといふことです。

明らかに有権者の国政選挙に対する関心が薄れてきている結果というふうに考へます。選挙では何が争点であるのか、立候補者の政策を含めて有権者の関心を引くわかりやすい説明も求められているんじゃないかというふうに思っております。国政をこういうふうにしてほしい、国がこうなってほしいというふうに考へるならば、我が国は代議制をとっておりますので、投票権とは何かということ、国民、私は自身がもう一度深く考へる結果かなあというふうな感想を持っております。

○4 番 (大原 孝芳) 今、中川村の過去の投票率も調べていただいて、ですけど今回が特別低いってことであります。

それで、我々の身近な選挙といひますと、村長選であつたり私たちみたいな議員の選挙だったり、そういうときには80%台の投票率になっていたかと思ひます。そして国政だと非常に下がってしまうと、何となく理解はできないことはないんですが、やっぱり国政は、何ていうんですかね、遠くの問題で、身近な中川村の選挙にはきちんと

投票すれば何とかなっていくだろうというところが、まず問題じゃないかなあと思います。

私も②に書きましたが、強い政治不信っていうことも当然いろんなメディアでも報道されますし、非常に、今、村長言われたように政治がわかりにくいと。しかし、今の国のおかれている立場っていうのは非常に山積しているわけです、問題が。外交も含め、防衛、安全保障、それから経済、福祉、いろんな問題で考えなければいけない問題が、私たちが普通に考えてもありそうなんです、選挙になると投票率が下がってしまうということは、私に言わせればお任せ民主主義であったり、任せておけば何とかやってくれるだろうみたいな、私はそんな状況ではないと思うんですが、いざ、こうやって投票率が出ちゃうと5割を切ってきてしまうと、そういうことですので、これは非常に大変なことだと思います。

そうしたことで、私たちがこういったことを村に問題を移した場合に、私たちの責任でもあり、議会の責任でもありますし、行政側もしっかりここで議論することが中川村村民の理解も得られると思うんですが、やっぱり、村長も今のお言葉の中にありました、やっぱり国の決定する政策が住民にどのような影響を及ぼすかということ、を住民の皆さんにしっかり理解していただかないとまずい、それから、それによって自分たちの例えば生活が、例えば消費税も当然そうですし、それから福祉についても国で決まれば当然すぐ私たちの生活に直結する問題でございます。したがって、無関心ではいられないような状況が現在続いているわけです。そうしたことに議会も当然しっかりとそういったことに対しても行政側と討論しながら、そういったことを突き詰めていくことも大事だろうし、また行政側も、今の問題についても、選挙のためというんじゃなくて、日常的にそういった問題について私たちが能動的にやることが大事だと思うんですが、ちょっと抽象的な質問で、何をすることが住民に理解いただけるかっていう問題はなかなか回答いただきにくいと思うんですが、この2番の質問について、何か村長の今の所感をちょっとお願いしたいと思います。

○村長 例えば国の施策のもとについて申し上げますと、国が行いますから当然量的なもの、はかなりボリュームがあるものだろうと思いますし、そういったものも含めて法律を決めていって、それによって形がつくられるということでもあります。

今回の保育の無償化、これについても施策の1つであります。前後した意味でいったら、保育の無償化は子育て支援、国を挙げて子育てを何とか応援しましょうという裏返しにはなるかもしれませんが、ややもすると、邪推をいたしますと、財源はどうするのよっていうふうに考えた場合に、10月1日からの消費税増税分で何とか見るのではないのかなというようなことも考えてしまうわけでありまして、ちょっと申し上げますと、こういった問題については、子育て中の村民の方だけではなくて、村の施策にも影響してまいります。来年以降、特に問題になるのは来年以降なんですけど、無償化を保障する財源にやはりまだまだ不安が残っているという施策だと私は思っておりますので、こういったことについてはしっかりと国にも当然たださなければいけませんし、村民の皆さんにも説明を加える必要があるというふうに思っております。

保育の無償化については、子育て中の村民の方にとってみると非常に歓迎する向きも多いわけであろうかと思えますけれども、来年度以降は、今度も申し上げますが、不透明ではあるわけでありまして。交付税がこれからどういうふうになっていくのか、国も財源的には大枠をそれほど増やしていかないでしょうし、そういったところでの問題点もあるんですよという意味でこの問題をとらえてくださいよということは、私たちはちゃんと説明をしていく必要があるという意味では考えております。

ただ、今回は非常に、もうわかっていたことではあるわけでありまして、12月のあたりから、昨年でありますけれども、こんなような話題がどんどん出てくる中で、市長会ですとか全国の町村長会、こういったところが足並みをそろえながら、無償化に当たっての財源をどうやって確保するんだと、来年以降はどうするんだっていうことも含めて、結構国にも要望を出して詰めてはきたんですけど、こういったことを、やはり決まってははいない、そのときには決まってはいなかったわけですけど、村民の皆さんにきちんと説明をして考えていただくという努力はしていく必要があるかというふうに思っております、そういう意味では、我々がやるべきことは。

一般的には、住民の国政に関する関心の度合いを高めるためにこれはやることじゃありませんので、行政というのは、行政側は、そういう意味で住民の皆さんを巻き込んだ説明をするときには、そういうことに徹する必要があるだろうとは思っています。

○4番 (大原 孝芳) 地方自治って言えば、よく言われるんですが、地方自治、私たちは地方自治体、中川村は地方自治体なんです、地方自治体の本旨は住民自治と団体自治と言われております。住民自治っていうのは、まさに住民の皆さんがみずから治める、字のごとであります。それから、団体自治というのは、行政、中川村の行政であったり、そういったところがきちんと地方分権にのっとり国にかわってきちんと地方自治を、地方をつかさどると、そういったことであります。まず一番地方自治で大事なものは、やっぱり住民自治と言われております。つまり住民の皆さんが本当に関心を持っていただくっていうことが一番大事であります。今言われたように、村長も選挙で選ばれ、私たちも選挙で選ばれ、これ代議員代表で出ているわけですが、住民の皆さんがみずから考え、みずから行動を起こしていただく、そういったことも非常に地方自治の中では大事だとされております。そういった中で、今回のような、中川村は特別低いわけではございませんが、しかし、まだまだそういった関心を持っていただく、そういうところが不足していることは否めません。したがって、ぜひ、住民の皆さんには、いろんな場面を通じて、一緒になって、私たち、また行政と一緒に考えていっていただきたいと、そういうことを感じております。

それで、選挙の投票率に関しては、主権者教育が重要とされております。主権者教育といいますと、学生であったり、そういったことであります。特に、大人になってしまいますと、なかなか主権者であるということを忘れがちになり、投票率の低下を招いたり、しかし、子どもさんたちも学校では習っていただいても、なかなか、進学とか、そういった地理的な状況で選挙に行けない状況で、非常に選挙権が下がっても

投票率が低いと、そんなような現状もあるそうです。

私は、以前にも主権者教育の重要性を説いてきました。何ができるかっていうことで、子どもたちにぜひこういった議場に来ていただいたり、それから模擬議会とか、そういった事例もお聞きする中で、ぜひ中川村でもやっていただいたらどうかということも提案してきました。

しかし、私の経験の中で、過去にある学年の先生にいつから議会が始まるのって聞いていただいたもんですから、その旨を通知しましたら、たまたまうまくカリキュラムと合わなくて来られなかったと。しかし、先生の中には、こういったことにぜひ参画したいとか、あるいは子どもたちに体験させたい、見せたい、そういった意見もあることは私も承知しています。ぜひ、行政、教育委員会でやるのかちょっとわかりませんが、こういったことをぜひ子どもさんたちに、私たちのこういった議論とか場の雰囲気を感じていただいて、何が村の中で行われているかっていうことをやっぱり子ども心に感じ取っていただきたいと、そんな意味で、過去にはすぐやっていただけるようなお話じゃなかったんですが、今回重ねてお聞きしたいと思います。

○教育長 学校教育の中での模擬議会としましては、ちょっとさかのぼって見てみるところですけれども、平成15年の7月にこの議会場で中学生議会が開かれております。そのときは中学2・3年生10名の生徒が質問をして、村長、教育長が答弁を行っております。

また、平成20年の12月には中川村発足50周年記念事業の一環として子ども議会が開かれております。東西両小学校の6年生が各2名、中学生1・2・3年生から各2名、合計10名の児童生徒が質問、意見、提案をして、村長が答弁を行ったということでもあります。

それ以後、子ども議会は行われておりませんが、平成27年の中川中学校創立40周年記念式典には、村長をコーディネーターをお願いして3年生10名がパネリストとともに「これからの中川村に大切なこと」というふうに題してパネルディスカッションが行われました。フロアの全校生徒からも積極的な発言がありました。

また、昨年12月3日に「中川の魅力を発信しよう」ということで、それをテーマにしてキャリア教育フォーラムが開催されました。小学校、中学校の総合的な学習の発表、中学2年生と村で活躍をされている若いパネリストとのパネルディスカッション、それから村の方々とのグループディスカッションが行われました。今年度もキャリア教育フォーラムに向けて計画が見えてきているところです。これらの地域に根差し、地域の人々に支えられて主体的に発信していこうとする総合的な学習あるいはキャリア教育は、主権者教育につながっているというふうに思います。

中学校では、1年生が中川村の再発見、2年生が中川村の創造、3年生が中川村の発信というふうに連続した総合的な学習を進めておりまして、それらの延長として今後子ども議会も十分考えられるかなというふうに思います。

○村長 ちょっとここで私、一言言わせていただきたいと思って今考えておるんですが、10代の投票率がどうも3分の1以下であると、これが本当にゆゆしき事態だなと思って

おりまして、今、主権者教育を一生懸命教育委員会が、将来、学校、いわゆる学科としての勉強だけじゃなくて、将来自分はどういうふうに生きていくんだという意味での、そういう主体性を養うというのが主権者教育の本来の目的だと思っておりますので、そういう中で自分がどういう考え方をもちながら生きていく、今このところにどんな問題があるのか知る、これをみんなで話し合いながら、こんなふうにしたらいんじゃないかという解決の方向を1つ結論として導いていく、これは、具体的には非常に空想的なものであるかもしれないんですが、こういったトレーニングを積むことが将来の、何ていいますか、自分がみずからが主体になって職業を選んだり社会とかかわっていくときに考え方のもとになるという意味で主権者教育は大事だということではあるんですけど、主権者教育が始まった2016年以降、ちょうど3年たったわけでありまして、これがまた前回よりも投票率が落ちているということをやっとインターネットで見ると、非常に問題だというふうなことを書いてありました。じゃあどうするんだっていうことになるわけでありまして、1つは、高等学校やなんかは、いろんな意味で、何ていいますか、投票のやり方とか、国政選挙では今何が問題かというようなことを議論し合ったり模擬的にやって、じゃあ投票してみようというような行動をやるとかいうふうにしていますけど、これがなかなか、政治的な中立性を確保しなければいけないよという文部科学省の方針と相まって、架空の政党であったり架空なちょっと現実の問題ではないようなこと等も議論した結果、こういうふうなシミュレーションした投票というふうなことになるようになっておるようでありまして、小中学校においては、やはりこの地域の問題を考えながら、ぜひ自分たちがこういうふうにしたらどうだろうか、いろいろ議論をしたりして、みずから問題点を明らかにしていくトレーニングを積むことが一番大事だと思うんです。ただ、それが高校へ行ったりすると、これがぶつりと切れてしまうんじゃないかということをお私が一番危惧しておるわけでありまして、この切れてしまったのが今度は大学へ進学、あるいは専門学校へ進学して行ったら、ある資料によりますと、アンケートをとったら参議院議員選挙の投票日いつだか知っているかとやったら7割の人が知らないという、学校名は伏せてありましたが、という結果が出たそうでもありますので、このつながりをどうしていくのかっていうこともやはり必要ではないかというふうに感じております。

○4番 (大原 孝芳) 教育長の発言で感じたのは、ここで、議場でいろいろやることだけが主権者教育じゃないということと、子ども議会っていうのも考えていただけるってことでありますので、ぜひ子どもたちを巻き込んで、ぜひ、何ですかね、今の政治——政治っていうか、物事がどういうふうに進んでいくとか、そういったことを、ぜひ中川村ではこういうふうに行っているところを見せていただきたいと。

それから、村長の今の話だと、主権者教育は義務教育以外にあるというようなお話でしたので、私たちがとやかく言えるような部類じゃないかもしれませんが、やっぱり政治に無関心であるっていうことは、今私たちも取り組んでいるんですが、議員のなり手不足も同じだと思います。やっぱり誰かがやってくれるだろうと。しかし、何

かあれば今いろいろ物を言いたい人はいっぱいいますよね。しかし、みずから自分たちが、村民の皆さんが本当に考えてやっていくっていう姿勢こそが全てを解決していくと。そういう意味で、ぜひ中川村においては、いろんな賛成、反対は当然あっていいわけなんです。しっかり議論できるっていう、議論を醸成できる、そういう村にしていきたいと、することが大事だと、私はそう思いますので、ぜひ、行政、それから議会も率先してその先頭に立っていくべきだと、そんなことを申しまして一般質問を終わります。

○議長 これで大原孝芳議員の一般質問を終わります。

次に、1番 片桐邦俊議員。

○1番 (片桐 邦俊) 私は、さきに通告をいたしました2問につきまして質問をいたしたいと存じます。

まず、国の新規就農者支援事業であります農業次世代人材投資事業についてであります。この事業は農業の担い手育成を促進するっていう観点から大変に必要な施策であるというふうに考えるわけでありまして、国は本年度、予算を昨年度の約175億円から20億円以上減額をしております。そのために、現在のところ全国の地方自治体では対応に苦慮しているという現状があるようでございますけれども、この事業の中川村の対応について質問をさせていただきたいと存じます。

まず1でありますけれども、この事業は、実施要綱の一部改正もありまして、村としては、当初、就農前の研修期間2年間の準備型につきましては本年度から村おこし協力隊員として村から別予算で対応することとし、経営開始型についてのみ人材投資事業を活用するというので、それほど大きな影響はないという説明をいただいておりますけれども、どうも大きな予算減額の中では少しこの部分につきましても支払いに影響が出そうだというように聞いております。

他県での岡山県や佐賀県では、上半期分という形の中で最高限度150万円のうちの半分75万円につきまして交付希望者全員に支払いを決定し、残り半分につきましては要望額満額になるかどうかはこれからの国の調整によるところで不透明であるということでありまして、追加配分待ちというような状況のようであります。

国は例年、11月に予算の執行調査を行い、返却分から足りない自治体へ追加配分しているというように聞いておるわけでありまして、本年はできるだけ小まめにやっといこうということで進んでいるようではありますけれども、こうした状況の中で、中川村としては少し影響があるという中で、交付希望者に対して支払いを含めどのように対応を考えておるかお伺いをしたいと存じます。

○振興課長 それでは、まず就農前の準備型の状況でございますが、この準備型につきましては給付金150万円を2年間給付されるというものでございますが、これにつきましては、昨年までは県の里親制度を活用しまして村内の里親登録をされました先進的農家で研修を行うことによりまして準備型の給費の対象となっておりますけれども、本年度からは農業大学校等の研修でなければ給付型の対象にならないということになりまして、村としましては準備型にかわりまして地域おこし協力隊の制度を活用しての新規

就農に向けての研修を行っております。9月現在2名の隊員の方が果樹及び野菜につきまして研修に取り組んでいるという状況でございます。

問題の経営開始型につきましては、就農から5年間、満額で年間150万円につきましては、例年でありましたら7月の交付決定、9月支払いのスケジュールで行ってございましたけれども、1月～7月分の資金、給付金を対象者に交付してございましたけれども、ことしにつきましては、現在9月の初めにおきまして国の交付決定が県に届いていないというところから、村におきましても交付決定ができていないという状況でございます。他県では、議員のおっしゃったとおり半額の交付決定をされているというところもありますけれども、村のほうでは交付決定はしていない状況でございます。

交付決定の時期につきましては、県によると現時点で未定の段階であるということでございますが、交付対象者につきましては、農業収入に限られており、農業資材を初めとしました支払いの対応ということもございまして、資金の早期の交付を求めているといったような状況でございます。

○1番 (片桐 邦俊) 今内容についてお伺いいたしましたけれども、いずれにいたしましても、他県につきましてはそういった対応を、上半期のみ、まず支払うということで対応を進めておるわけでありまして、これにつきましては、長野県としては各市町村に対して指示っていうものが、どのように対応するのかっていう指示、今は待ちになっておりますけれども、どのように対応するのかっていう指示が具体的には来ておるのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○振興課長 今のところの指示につきましては、県、国が言っている内容につきまして通知で来ているということになります。

資金が満額交付されない状況にありますけれども、国の通知の中では予算額の不足をもって交付をできないという判断はできないということになります。これにつきましては、継続者、交付金の継続者につきましては優先的に交付するということになりまして、新たに資金を受ける方につきましては、その方については順位づけをするなり、減額等にしわ寄せが及ぶということになるということでございます。

当村の場合につきましては、新規対象希望者がおりまして、順位づけを求められておりますけれども、これまでの経過に基づきまして資金を当て込んで営農計画を立ててきたことから、資金の減額については対象者にとって生活にも影響を及ぼす事態ということになります。そんなところから順位づけは難しく、厳しい状況であります。今のところ満額の要望を上げておるところでございますけれども、満額の交付決定がない場合につきましては、また市町村の例なども参考にしながら営農センター等で協議をして判断をしなければならぬという状況もあるかなというふうに考えております。

○1番 (片桐 邦俊) 今のお話でありますけれども、やはりことしの状況を聞いてみますと満額回答できるっていうどうも保証がないという状況のようでありまして、やはり追加配分があっても要望額を下回るのでないかなあという予測もされるわけでありまして、今、振興課長さんのお話があったとおり、国のほうでもこういったことに対し

て必要性が高い人に優先的に配分してほしいという言い方をしておるわけでありませぬ。今も少し説明があったわけでありませぬけれども、必要性が高い低いの判定っていうものは、あくまでも現場に任せられておるといふように考えておるわけでありませぬけれども、村としての優先順位づけについて、今のお話では、継続者については優先的、また新規については若干これからの対応といふようなお話があったわけでありませぬけれども、そうはいいませぬ、新規の交付要望者につきませぬ、やはり生活費という部分の中で大変要望した中では期待を持った金額であるといふように考えておるわけでありませぬけれども、この部分につきませぬ、万が一満額回答が出ないといふことになれば、村として何とか、今は営農センター等の話があったわけでありませぬけれども、予算組みといふ、そういうような形はとれないのか、ちょっとお伺いをしたいといふふうに思ひませぬ。

○振興課長 現在の状況でありませぬけれども、交付された今示された金額につきませぬ、それぞれの継続者につきませぬは前年の所得に応じて給付額を変更できるという中で、今のところ継続者については現在の金額の中では交付できるかなあといふふうに思ひませぬありますが、新規の方お2人につきませぬは2人とも満額を出せる状況には今のところはないかなあといふふうに思ひませぬしております。ですので、まずは満額の要求をしておるところでございませぬけれども、仮に満額つかなかった場合につきませぬは、先ほど申しませぬとおりの村の中で判断をしなければいけないといふこととございませぬが、その判断基準につきませぬは、今のところ明確なものについては考えておりませぬ。今後、そういう状況が生じた場合につきませぬは検討をしていきたいといふふうに考えております。

予算がつかかなかった場合についての村の予算づけ等については、村長のほうからお伺いませぬ。

○村長 今のご質問の前に、実は、先週ですか、広域連合の正副連合長会がありませぬ、宮田の村長さんのほうからこういう事態は一体どうなっているんだといふことで質問がありました。新規就農の方の経営開始型の交付金が削られるといふこととございませぬ。これについては、振興局長、佐藤上伊那振興局長の返事では、知事会を通じて、特に長野県はこの受け入れが非常に多いといふこととございませぬ、阿部知事も強く、この問題については満額交付をしないと新規就農を促進の足を引っ張ることになるといふこととございませぬ、要望を改めてしたといふ回答があったわけとございませぬ。手順として、先ほどから課長が申し上げておりますとおりの、新規要望額が特に削られておりますので、このものについては国のほうにもう一遍問い合わせをしておるようとございませぬ。本当に何人が今求めているのかといふことを改めて国は調査して、それで予算の中で何人くらい配分できるのかといふことをもう一遍精査するといふようなことを、そういう手順を踏むといふふうに思ひませぬ。しかし、この大もととは、ちょっと忘れませぬけれども、政府の何とか諮問機関だか、関係のない団体があるじゃないですか——関係のないなんて言っちゃいかなせぬけど、農業に特に関係のない団体の皆さんが頭ごなしで、このものについては、こんなものは生活費だか生活保護費と同じじゃないかみたいな発

言があったそうとございませぬ。そここのところで説明が十分つかなかって、もうこれは予算としては切っていくべきだといふようなこととございませぬといふような話があったといふことは振興局長が言っておりました。この手法でやられると、こういう制度があるからといふこととございませぬもちろん私たちは新規就農者を応援しますし、新規就農が今きちんと育っていかないといふ農業の担い手がいない状態なわけとございませぬ。ですから、我々はこの制度に大いに期待をする所とございませぬ、それなりに予算を確保してもらわなさいいけないといふ過程でいきますと、国がやっていることについては非常に、これはもう、募集で制度もあつて募集をしておきながら途中で予算がないといふやり方は、これはもう憤慨物以外の何物でもないわけとございませぬ、私自身もやっぱり上に声を上げていかなさいいけないですけど、そうは言つても、もし、どうしてもかき集めいろうなことをやって足りないときにはどうするかといふときは、これは、その前提で農業者が働いているといふことも鑑みて、新規就農者が働いているといふことも十分考慮して、しかるべき措置を、全額とは言ひませぬが、ある程度補填をするかといふことも十分考えられるかなといふふうに今私は思ひませぬ。

○1 番 (片桐 邦俊) 今、村長からも答えをいただきましたので、ぜひ、担い手対策上、本当に必要な部分だといふように考えておりますので、間違いのない対応をお願いしておきたいといふように考えております。

続いて、同じく農業人材投資事業の交付金関係でございませぬけれども、交付金を受けております新規就農者に対して、交付要件を満たす農業経営の実践について村として指導していくことが担い手育成の面からも大変に重要と考えるわけとございませぬ。

新規就農者からは、毎年、就農状況報告を義務づけているといふようにお聞きをしておるわけとございませぬけれども、国につきませぬとも要綱の中で経営開始型交付対象者の交付期間2年目が終了した時点で中間評価を実施することとございませぬ。これは評価会を設置し、評価項目、評価基準を設定し評価するもので、評価Cは不良であるわけとございませぬ、不良となった場合には交付停止になってしまうといふこととございませぬ。そうならないためにも、交付対象者に対しましては経営指導を含めて村の指導が必要に感じておる次第とございませぬ。村としては、この指導に対しましてどのような対応をしていこうと考えられておるのかお伺いをしたいと思ひませぬ。

また、もし今申し上げた中間評価の状況がおわかりになりましたら、あわせてお伺いをしたいといふふうに思ひませぬ。

○振興課長 この資金の交付要件としましては、5年後の所得目標が250万円以上といふこととございませぬ。これを目標に青年等就農計画を立てて営農を行つております。半年ごとに営農状況報告書の提出を受け、就農状況の確認を行つております。出てきた書類の中では、それぞれの皆さんが就農している実態ははっきりとわかっているところとございませぬ。中には農家民泊とか加工、それぞれの分野でも頑張っている姿は見えておるけれども、所得目標に対しては大変に厳しい方もいらつしやいます。農業はしておりますけれども、経営の面については少し不足しているような就農者のほうも見受けられませぬ、サポートが今のところ十分ではないといふふうにも認識をしております。

す。

村営農センターにおきましては、この皆さんに農業経営者会議の加入の勧誘ですとか各種研修会の案内、誘い等も行っているところでもありますけれども、少し反応が鈍いというような状況もございます。今後、ますますのサポートの強化が必要というふうには考えております。

対象者へのサポートの体制としましては、農業指導や経営に関する専門チーム、これは営農センターを中心とした村、JA、改良普及センター等でございますが、によりまして青年等就農計画に即した目標達成と永続的な営農が図られる仕組みの確立を図り、就農者に寄り添った対応を進めていきたいというふうに考えております。

今後も営農センター、県、農業改良普及センター、今度入っていただきました農業振興推進委員、担当部署の連携により、よりサポートを図っていきたいというふうに考えております。

また、農業者の中で困ったことがあれば、まずは身近な相談窓口としての農業振興推進委員に相談をするように指導していきたいというふうに思っております。

すみません。中間の評価の部分につきましては、ちょっと詳しい部分がわかりませんので、申しわけございません。

○1 番 (片桐 邦俊) ぜひ、振興課っていいですか、営農センターになるようでありませけれども、いわゆる栽培面だけの指導でなく、やはり経営っていう部分、これからは農業経営っていう部分が非常に必要になってくるというふうに思っておりますので、こんな部分の指導まで含めた段階でお願いをしていきたいと思っておりますし、これは役場、村関係ということではないのかもしれませんが、最終的には、やはり販売先まで導いていくような指導っていうものがやっぱり必要なかなというふうに思っておりますので、そんな部分をぜひ考慮いただきながら、今後できるだけ仮称であります交流センター等との絡み、そんな部分も含めて、またご検討いただければなあというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

それでは、続いて次の質問に移りたいというふうに考えますけれども、中川村の農産物販売についてということで、農産物の販売に関係する部分で幾つか質問をさせていただきます。

農産物の販売についてでありますけれども、6月の定例会の折に説明のあった村として出店をしております高島屋物産展、また道の駅の富士川楽座につきましては本年6月に、お話を聞きますと打ち合わせを実施したり、実際に道の駅のほうでは出店され物販を行ったということでもありますけれども、農産物の販売取り組みについて質問をさせていただきます。

1つ目でありますけれども、こういった出店計画の中で、出荷者の選定についてはどのようにお考えになっているのか、まずお伺いをしたいと思います。販売数量が少ないにしても特定の生産者のみへの依頼となっていないかどうかお聞きをしたいと思います。

○振興課長 初めに状況のほうから説明をしたいと思います。

平成30年度の農産物の販売につきましては、日本橋の高島屋に2回、横浜の高島屋に1回、富士川楽座の3回の出店を行っております。

高島屋につきましては、5月8月2月と先方の都合によって期間が定められております。その期間に生産される農産物や農産物加工品を提供しております。これにつきましては、テストケースとして始めたため、農業の担い手で組織されております農業経営者会議の会員を中心に声かけを行いまして出店を行ってきております。また、会員の皆さんにも売り場のほうに立っていただきました。

富士川楽座につきましては、比較的こちらの都合で時期の選定ができますので、秋の果物の収穫の時期に合わせて出店を行ってきました。生産者につきましては、高島屋と同様に農業経営者会議の会員を中心に声かけを行ってきました。

本年度につきましても高島屋と富士川楽座を中心に出店を予定しております。

高島屋につきましては、1回の開催が7日間と長く、また果物の時期でないということもございまして、今後の出店の有無については検討を行っていききたいというふうに思っております。

富士川楽座につきましては、果物等の収穫の時期に合わせて出店を予定しておりますが、生産者につきましては今のところ昨年と同様に農業経営者会議の会員を中心に行っていく予定でございます。

今後は、設立を予定しております交流センターが担う事業になると思われれます。当面は農業経営者会議を中心に取り組みを行いながら、販売体制が整いましたら生産者の裾野を広げていく必要があるというふうには考えております。

○1 番 (片桐 邦俊) 生産者につきましては、選定は農業経営者会議のほうの会員というふうなお話がありました。それで私も結構だと思っておるんですけども、今のところはそういう格好でいいと思っておるんですが、実は、若干の生産者の方々から前に実は高島屋等へ出店をしたんだけども本年そういったお声かけが今のところないというふうなお話を聞くわけでありまして。協力をいただける方々がいらっしゃるわけでありまして、そういった方々にももれなくやはりお声かけだけはしていただきたいなあというふうに思っておりますので、ぜひ、そんな部分、お願いをしたいと思っております。そうしないと、どうもやはり公平感っていいですか、特定の方っていうような考えを持たれてしまうというふうに思っておりますので、ぜひ、出荷をお願いするかどうかは別個にしても、やはりそういった方々にもお声かけだけは必要かなあというふうには思っております。

そんなことで、2番のほうへ移らせていただきますけれども、取引先ができるとともに、これからも販路を、村長も外に向けての販路拡大っていうことも口にされておるわけでありまして、村として商談なり営業をしていく中では、年間のやっぱり販売計画っていうものを立てておく必要があるかというふうに思っています。村の出店、販売取り組みに対して、今お話をしたとおりの賛同いただける生産者の登録、それから生産者が出荷可能な品目、それから出荷時期などを、やはり整理しながら取引先と打ち合わせをするなり年間の出店計画を組むということが必要かなあというふうに

考えておる次第でございますけれども、今後の取り組みについては、そういった部分、どうお考えになっておられるかお伺いをしたいというふうに思っております。

○振興課長 先ほども述べましたように、農産物の販売等につきましては、今後は新たに設立する交流センターとして取り組む予定であります。現在の取り組みを基礎に、交流センターの今後の販売戦略を検討する中で考えていく必要がありますけれども、今現在、村として検討している段階の内容としましては、売り場については百貨店、富士川楽座、その他声をかけていただいたところを中心に出店を行っており、今後については物流や経費なども考慮して売り先を決めていく必要があるというふうに考えております。

また、生産者の現状として系統出荷を中心にされている方、贈答など個人対応されている方などがいらっしゃいますので、その点は尊重しながら少しでも有利な販売が行えるような販売体制を組む必要があるというふうに考えております。

また、村内の生産状況の把握が必要とも考えております。今までは転作の関係で水田を中心とした水稻、また転作作物については把握ができておりましたが、系統出荷以外の果樹や野菜につきましては、面積について把握ができておりますけれども、品種、品目、どのくらいの量がとれているのかという把握については不十分なところがございます。この点を進めまして村内の出荷体制を整えながら販売体制を整えていく必要があるというふうに考えております。

○1 番 (片桐 邦俊) 今説明をいただきまして納得ができました。

ただ、今もお話がアットおり、やはり各品種等の面積まで確認をいただく中で、生産量等も確認いただく中で、ぜひお願いしたいのは、やはり生産振興、これから中川村の農業をどう振興していくかという中では、やはりきめ細かな面積の調査が必要だと思います。それで、将来に向けてどのような割合っていいですか、生産をしていくのがベターなのかという部分は、やはり計画を組んでいくことが必要だと思いますので、ぜひ、そんな部分では細かい面積調査等もぜひ、今、調査をされるというお話であったわけでありまして、お願いをしていきたいというふうに思っております。

続いて3つ目でありまして、過日、総務経済委員会の研修がありまして東京の青果市場へ行ってまいりました。特に、その中で果物について市場からいただいた産地提案の中でキーワードに感じたのが四季を生かしたPRということでした。そのようなことから、取引先との商談あるいは営業には、中川村の四季を生かした品目ごとの栽培管理作業の流れがわかるような農産物のパンフレットなりチラシがあると営業や産地PRにもつながるというように思うわけでありまして、ホームページ等への記載も含めて、そういったものを作成されるお考えはないかお伺いをしたいと思います。

○振興課長 農産物のパンフレットにつきましては、今現在、「中川村のおいしいくだもの」というA版表裏のものがございます。これにつきましては、村内でとれる果物が一覧で載っておりまして、使い方としましては、農家の方に安価でお分けをいたしまして贈答の中に入れていただいて村の果物のPRを行っているというようなものでございます。

大体2年に1回程度改訂をいたしまして新しい品種などを加えている状況でございます。

ホームページにつきましては、村のブランディングサイトにイメージ的に農産物を取り上げています。全てを取り上げているわけではありませんけれども、取り上げているところでもあります。

また、栽培、収穫がわかるものとしましては、野菜類につきましては農産物カレンダーというものがございます。これは播種、定植、出荷時期が通年記載してありまして、農家が学校給食や直売所への出荷の参考にしたり、学校給食での献立の作成の参考にしているようなものでございます。

また、果樹につきましては、物販に出向く際の参考にということで、各果物の収穫時期が整理された資料のほうを持参していております。

これらについては1つのパンフレットにまとめられていないという状況でございますけれども、データについてはありますので、またパンフレットのつくり直しの時期になりましたら、こういったものについて作成していくことを検討していきたいというふうに思います。

○1 番 (片桐 邦俊) 大分既存のパンフレット等があるようでありまして、ちょっと言葉足らずであったわけでありまして、青果市場のほうからの提案の中で言われておりましたのは、特に四季を感じられる、その中で、四季を感じられる中で災害管理作業をこれだけ苦労してこういうものをつくっておるんだという、そういった物語的なストーリーを持ったパンフレットっていいですか、そんな部分があったらいいなというお話でありましたので、またご検討いただければなあというふうに思っております。

次に、これもまた東京の研修の折にちょっと懇談会で出た話の中で取り上げたわけでありまして、GAPについての質問であります。まだまだ認知度が低いGAPの認証食材であるわけでありまして、御存じの方もいらっしゃると思いますが、来年度の東京で開催されますオリンピック・パラリンピックの選手村で使う食品につきましてはGAP認証食材であることが義務づけられております。これはロンドンオリンピックのときに導入されまして、100項目以上の審査を通過した農家だけが取得できる認証であるわけでありまして、

GAPにつきましては、農業生産工程管理のことでありまして、農業における食品安全、環境保全、労働安全の確保などに向けた適切な農業生産を実施するための管理のポイントを整理したものでありまして、記録、点検、評価等を行うことによりまして持続的な農業の改善活動ができるということであるわけでありまして、

GAPにつきましては、さまざまな種類が実はあるわけでありまして、日本で初めて世界水準のGAPができたのは今ありますJGAPと言われるものがあるわけでありまして、そのほかには世界水準の中でありましてアジアGAP、それからグローバルGAPなどがあるわけでありまして、特にアジアGAP、グローバルGAPにつきましては第三国の方たちの第三者の審査が必要になっているというような、こんな状況で、

非常にハードルが高い部分であるわけであります。

2018年度の時点では、この認証を受けておる、このJGAPを含めた認証を受けておる国内の農畜産の農業者につきましては約4,800件と言われておりまして、全体のまだまだ1%に過ぎないというのが実態なのかなあというふうに考えております。

ただ、そのほかにも都道府県のGAPというものがあります。長野県も実はGAPを県として独自で作成をしておるわけでありまして、今現在、各地区、中川村等でもやられておると思っておりますけれども、各地区のJAにつきましては、長野県の作成したGAPをもとに、生産者が対応しやすい簡略したといいますか、対応しやすいものに置きかえましてGAPを作成して、生産者の自己点検に、認証というわけではなく、あくまでも生産者の自己点検に使用しているというのが今の現状だというふうに考えております。

ただ、JGAP認証等をとるためには、やはり先ほども申し上げましたが、第三者機関が審査をして多くの項目をパスする必要があるということで、ただ、それだけのことをやっても、その見返りとして高価格で販売できるかというところ、どうも青果市場でも首をかしげるところであるわけでありまして、消費者まで、そこまでの必要がないという、やっぱりことがありまして、消費者がそのことを聞いても、なかなかそれが価格に反映されることがないということだというふうに考えておるわけでありまして、

ただ、実は大手スーパーも独自に自分たちでGAPをつくってきております。ということになりますと、やはりそういった大手のスーパーにつきましては、そういった生産工程管理をぜひやっている産地と取り組んでいきたいという将来的な考えがあるというふうに考えておりますし、実際には、一般消費者はそんなに感じないかと思っておりますけれども、外食産業等につきましては今後GAP認証食材につきましては優先的に利用されるというような感じを受けておるわけでありまして、

GAP認証取得までは必要ないという声も、やはり県内の農業団体もそうでありまして、各産地には多いというふうに判断をします。これは、先ほど言ったとおり、それほど、認証を受けたとしてもそれだけの見返りが少ないということかなあというふうに思っておりますけれども、ただ、やはり、このことにつきましてはコスト低減、GAPっていうのは今までの生産工程を点検していく中でコスト低減にもつながっていくことだというふうに考えておるわけでありまして、避けては通れない内容かというふうに考えております。

つきましては、全生産者ということではありませんけれども、将来的なそういった販売に結びつけられるようなことも含めて、農業委員会なり法人、あるいは農業経営者協会の方々で希望される方がいらっしゃれば、ぜひJAとの連携の中で研修会の開催を検討できないかお伺いをしたいというふうに思っております。

今、現状でもJA関係では、県のほうの指導もありまして、できるだけGAPの勉強会をなさいたいということで、JAの技術員がGAPの勉強を少しずつ始めておるというのが、長野県GAPとは、JAのGAPとは別個にJAGAP等で勉強し始めて

おるというのが実態なのかなあと思っておりますので、ちょっとお伺いをしたいというふうに思っております。

○振興課長

先ほどのお話でもありましたとおり、長野県では県適正農業規範と県GAP基準を定めております。講師を県から派遣することをしていただけたらというふうに思っていますので、研修会を開催することは可能かと思っておりますので、開催については検討をしていきたいというふうに思っております。

GAPの取り組みをすることによりまして農業活動を改善することができまして、よりよい農業経営を実現できる取り組みというふうに思っております。まずは、この取り組みを進めるところを第一にいたしまして、認証につきましては、先ほどおっしゃっていただいたとおり幾つかの種類もございますし、審査料ということでお金もかかるということもございますので、認証とは別として、研修会のほうを行いまして農家の皆さんの意識高揚が図ればいなあというふうに考えております。

○1 番

(片桐 邦俊) GAP、私も、今お話ありましたけど、私の提案したのは、やはり認証のことも研修していただけたらなということでもあります。だから、認証を取らないという部分の中では、これは、もう通常、今JA等で実施しておるGAPとそんなには変わりありませんので、ただ項目が増えてくる、内容が違っておるということかなあと思っておりますので、ぜひ、認証を取る、取らない、取得する、しないは別個にしても、そういったことがあるという、GAP認証という制度についての勉強会っていうのは、どこかでちょっと1回やっていただけたらいいかなというふうに思っております。と申し上げますのは、ほとんど、これからどうなってくるかわかりませんが、輸出というような事業の中では、やはりGAPを取得していないとなかなか有利な販売ができない、輸出ができないというように感じておりますので、そこまでの必要があるかどうかは別個でありますけれども、そういった部分に興味を持たれる生産者もやはりいらっしゃるのかなというふうに思っておりますので、そんなことを含めてご検討いただけたらということをお願い申し上げまして、私の質問を終了させていただきます。

○議長

これで片桐邦俊議員の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩とします。再開は午後1時10分とします。
[午前11時55分 休憩]
[午後1時09分 再開]

○議長

会議を再開します。
休憩前に引き続き一般質問を行います。
9番 鈴木絹子議員。

○9 番

(鈴木 絹子) それでは通告に従いまして2つの質問をしてきたいと思っております。まず初めに、加齢性難聴者の補聴器購入補助制度の実施についての考えと難聴の予防に関する村の取り組みの提案についての考えを伺います。

難聴者が補聴器をつけることは、聞こえを助けることになり、基本的に情報が入る状態でいられるわけです。しかし、補聴器がないと聞こえないので、情報は目から入

るのみで、自分に必要なことしか知ろうとしない状態となり、脳がいろいろを認識するのに著しく幅が狭まるわけです。

私がこの質問をするに当たって2つのことが根底となっていることをお話しします。

1つは母のことですけれども、現在89歳ですが、右耳は聞こえず、聞こえる左耳の耳元で大きな声で言わないと聞こえません。70代後半から聞こえが悪いといっていたので補聴器を勧めたのですが、本人は別に不便でないからと聞き入れませんでした。しかし、会話はだんだんとちんかんになっていって、本人は不便と感じなくても、こちらは伝えたいことが伝わらず、文字にして伝えていたことを覚えています。80代に入って体調を崩すことが増えましたが、医師や看護師との意思疎通が難しく、ここここが痛いと言っても、歳だからと痛みどめの注射や飲み薬、湿布薬を処方されるのみでした。圧迫骨折で入院したときも、聞こえないので同室の患者さんと話もしなくて、感じ悪い人だというふうに使われていたようです。そのうち少しずつ認知症の症状が出てきましたが、もう一度補聴器を勧め、やっとその気になり、時代も進んでいたので1週間の貸し出し体験ができるようになっていました。それを利用しました。ところが、その間にも外してしまって、結局、補聴器は使用できませんでした。理解できるときにしっかりと補聴器を使うことを自覚できていたらもう少し豊かな老後が過ごせたのではないかと思うと、残念でなりません。

もう一つは、中川村に来てから知り合った大勢の人の中に聞こえの悪い人がかなりいることです。もうなくなったKさんは、猟師をしていたこともあって皆さんが知っている難聴者でした。地域の会合に来てもらわいい言っているだけでわからんと困っていました。突発性難聴の人もあります。收音器をつけている人もいます。聞こえが悪くなりつつある人もいます。中川村の人たちが補聴器の普及で高齢になっても生活の質を落とさず心身ともに健やかに過ごすことができるようにと願うものです。

そこで①ですけれども、6月議会の折に6番議員の質問に対して「補聴器補助制度導入自治体の制度内容や予防効果などを調査して認知症予防に大いに役立つことになれば検討に値する」という答弁があったのですが、その後の調査はどこまで進んでいるのでしょうか。

○保健福祉課長

補聴器購入の補助制度を実施している自治体に聞いてみたのですが、中等度難聴者の調査、把握はされておらず、それで、費用対効果については確認できないという回答でした。

6月の議会の一般質問でもお答えしましたが、中等度難聴者の聴力検査については特定健診の健診項目に含まれていないということ、それから、人間ドックなど事業者や学校職員が実施する病院での健診のみ聴力検査が行われているということに現在のところはなっております。

また、地域包括支援センターが取り組む介護予防のための基本チェックリスト7項目の中にも難聴の機能は含まれていません。

ですので、難聴の判断も人それぞれに異なるところもあって、現段階で中等度難聴者の調査、把握は難しいということで判断したところです。

○9 番

(鈴木 絹子) 調査についてどこの自治体に聞かれたかはわかりませんが、私のところでは全日本難聴者・中途失聴者団体連合会のホームページによれば、全国で20の自治体を実施していることがわかりました。それぞれ年齢や所得条件、現物支給か補助金か、自治体による違いはありますが、増えていることは確かです。

国に対して補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書も兵庫県議会から始まり、現在では35の自治体提出しています。長野県議会も6月の議会において全会一致で意見書を提出しています。

近くでは、長野県木曾町では65歳以上の必要な人に所得制限なしで補聴器購入に3万円の助成をしています。

また、東京都江東区では4万5,000円の2種類の補聴器を毎年450個予算化していて、年380個ぐらいの支給実績があり、当局は、初期の段階での対応であり、重度になったら障害者認定を受けて国の補助器具費支給制度を利用してほしいとしています。江東区の事業の特徴は、補聴器の利用で多い自分に合わない、効果がないなどの声に対応していることです。毎週決まった日に認定補聴器技能者という資格のある人によって、技術支援としてそれぞれの利用者に合わせて補聴器の調整をしてくれているということです。その費用も自治体が予算化しています。

全国的に増えていることについての認識、考えをお伺いします。

○保健福祉課長

議員さんがおっしゃられた20自治体というのは、多分こちらで調べた20自治体かなあとは思いますが、障害者手帳を持たない高齢者の補聴器購入の補助制度を現在実施している20自治体なんです。市や東京区が17自治体、それから町が3自治体という結果でした。全国的に見てみますと、まだ増加しているという判断はつけがたく、小規模自治体で単独で補助制度を創設しているというところは、まだ、そういった創設が進んでいるというようには思えないように思います。

それで、6月の県議会でも取り上げられましたが、国に対して公的補助制度を創設するよう意見書の提出がされております。国や県の補助制度が早期に創設されて、補助制度を創設する自治体が増えることになればよいと思っております。

○9 番

(鈴木 絹子) 中川村もできるだけ早い時期にそうなるといいなあとは思っておりますけれども、3番に行きます。

欧米と比べ補聴器の所有率の低さについての考えを伺います。

難聴者率は欧米と同じレベルなのに所有者率は半分以下ということです。

ちなみに、イギリスでは47.6%、ドイツ36.9%、フランス41.4%、アメリカ30.2%、日本は14.4%ということです。これは日本補聴器工業会の調査によります。この極端に低い所有率の理由の第一は補聴器が高過ぎることだと指摘されています。

補聴器は片耳だけで3万~30万円と高く、低収入の高齢者は購入を諦め、聞こえないまま毎日を過ごすという深刻な問題となっているといえます。この所有率の低さについてはどう考えられますか。

○保健福祉課長

高額な補聴器は重度、高度の難聴によって障害者手帳を得て補装具の補助制度を使って購入する方がおられる、その一方で、それ以外の方というのは、聞こえの程度

によってまだ我慢できると考えたり、経済的な理由などもあって高額なものを買わない傾向があるのかどうか、また、一部の耳鼻科領域での調査によりますと、補聴器を使い始めたけれど途中でやめてしまう人が多いというようなことで、その理由というのは補聴器が痛いとか、きついか、もとの聞こえに戻らないといったことが多いようです。ただ、補聴器を使って快適に聞こえるようになるためには耳と脳をならすことが必要ということで、3ヶ月～6ヶ月ぐらいのリハビリテーションが必要とのことです。諦めずに使用していただければと思っております。

○9 番 (鈴木 絹子) 今おっしゃった補聴器を使っていたけれどもやめてしまったという人の話は、そのとおりで、なんとなく痛いとか、もとの聞こえには戻らないとかいうところでは、補聴器は、おっしゃったように聞こえをもとに戻すものでなく、聞こえを補助するものっていう形で、今おっしゃったようになって補聴器で聞こえることがいいという状態にいかないと、なかなかよく活用できないものと思います。

4番へ行きます。難聴の基準について。

WHO世界保健機関では、聴力が中等度の41デシベル以上を装着基準としています。これは、庭でコウロギが鳴いている音ぐらいのものです。

日本では、障害者総合支援法に基づいて聴力レベル70デシベル以上という相当重度、高度の難聴者への補助装具費支給制度により支給はされているものの、その対象者はわずかであり、また対象者であっても9割は自費といいます。

ちなみに、70デシベルは40cm以上離れると会話が聞き取れないぐらいのものです。この基準の違いについてはどう考えられますか。

○保健福祉課長 日本では、70デシベル以上から身体障害者手帳の交付ができます。手帳交付を受けている聴覚障害者は全国で約36万人いるとみられます。

WHO世界保健機関では41デシベルから補聴器の装用が推奨されているとされており、この基準に基づくと600万人にも上る数になるのかなあと推測されております。WHOと国の基準の違いというのはわかりませんが、41デシベルだと該当者が相当多いということもあって、基準の改正が進まない理由なのか、ちょっとそこら辺のところはわかりません。

それから、難聴を原因とする障害者手帳取得者には早期に補装具の申請をしていただくよう勧めていきます。

○9 番 (鈴木 絹子) 1番で言ったんですけれども、本当に周りに耳の聞こえの悪い人が大勢いて、正直びっくりしています。それで、該当するかなと思う人には、ぜひ保健センターのほうからも声かけていただけるといいのかなあと思います。

5番へ行きます。

欧州諸国では、補聴器を医療の領域として対応して手厚い公的補助をしているといえます。

日本では、課長さん言われましたように障害の領域で限定的な対応をしています。

難聴に早く対応することは、認知症や鬱病などへの進行を防ぐという意味で医療費を抑える効果があると言われます。医療の領域に入れて中度や中等度や加齢性難聴に

も対応することが望ましいと考えますが、この点についてはどう考えられますか。

○保健福祉課長 難聴は、社会参加を低下させる要因の1つでもあって、認知症の誘因とか認知症の誤診の原因にもなり得るとのことですが、医療の領域には現在入れるような対応にはなっておりません。難聴が原因でのさまざまな機能低下を併発しないようにするために、また医療費を少なく抑えるためにも、医療保険の問題を協議する場で検討していただきたいと望むところです。

○9 番 (鈴木 絹子) 先は長いので、そういうことも含めて考えていけたらいいかなと思います。

6番へ行きます。

難聴には伝音性難聴と感音性難聴があり、感音性難聴の中には加齢性難聴、騒音性難聴、突発性難聴が含まれているといえます。伝音性難聴は機能的な問題で、医学的治療によって改善されることが多いといえます。感音性難聴は内耳の有毛細胞というところの損傷によって、永続的なものとして最も多い難聴と言われます。

今回取り上げた加齢性難聴も、年をとったからだけではなく、原因は騒音や動脈硬化による血流障害、ストレスや睡眠不足なども挙げられています。

耳の聞こえが悪くなったかなと感じたら早目に耳鼻科の受診をすること、難聴と診断されたら補聴器を使用するというのを村民に対して広報などでの啓発をできないかと考えますが、この点ではどう考えられますか。

○保健福祉課長 ご質問の加齢性難聴は、ご指摘のとおり加齢とともに誰にでも起こり得る可能性があります。悪化させる原因としては、糖尿病、それから高血圧、脂質異常症、動脈硬化、喫煙、過度な飲酒、騒音などがあります。中でも糖尿病がありますと加齢性難聴を悪化させることが全国規模の疫学調査から明らかになっております。このような生活習慣病があると内耳や脳の血流が悪くなって聞こえの機能に悪影響を及ぼすとされており、予防対策としては、従来どおりの生活習慣病の予防は非常に重要であると認識しております。

適切な補聴器の使用についての啓発というのは、快適な聞こえを長く維持するために重要なことですので、今後さまざまな機会に村民の皆さんにお知らせしていきたいと思っております。

○9 番 (鈴木 絹子) 今おっしゃったこと、最後のところで、予防のところで、ちょっと私も話したいなと思ったことですので、ちょっと重なりますが、また後で言わせていただきます。

7番、働き方改革で高齢者が社会で活躍し働いていくとき、補聴器は必需品となります。

補聴器は、眼鏡、義歯、歩行具などに比べて高額で、保険適用にならないのはおかしいという声も出ています。

潜在的な健康問題である難聴をそのままにしておくことは、認知機能の低下、不安、鬱、転倒のリスクの増加などを含む身体的、精神的な多くの健康問題に関連するとされています。

難聴によって日々の会話についていくことがしばしば困難となり、これまで楽しんできたさまざまな活動から足を遠ざけがちになる可能性があります。

アメリカの医療機関の調査では、難聴に対して適切な対処を行っていない就業者の世帯では、難聴とは関係のない健康問題に対する医療費の収入に対する費用負担の割合が多くなっているという報告があります。

5でもあるように、早期対応で医療費の抑制にもつながるといふことと同様であります。

このことについてはどう考えられますか。難聴に早く対応することで多くの健康問題が先送りになるというところで透けれども。

○保健福祉課長

ちょっとご質問の回答になるかわからないんですが、海外の研究としては、認知機能との関連を長年にわたって追跡調査したものがあります。これによりますと、難聴がない人に比べて、難聴があるのに補聴器を使わなかった人は認知機能が低下する傾向がありますが、補聴器を使った人の認知機能は難聴がない人と大きな差がなかったという結果報告が示されております。

先ほどの答弁にも重なりますが、聞こえに不都合を感じたら日本耳鼻咽喉科学会が認定をしている補聴器相談員のいる耳鼻咽喉科を受診して、適切な検査を受けていただき、必要に応じた補聴器の使用を継続する旨の啓発については、啓発を実施していきたいと考えております。

○9 番

(鈴木 絹子) 因果関係については、いろんなところで話があって、国のほうでも調査をしなきゃいけないということで進められているとは思いますが、いろんな学者さんやら、インターネットの中では、認知症と難聴のつながりは深いというものが圧倒的に多くありました。

ここで村の人の声を紹介したいと思います。5人の方にアンケートをお願いしました。5人とも該当するのは、テレビの音が大きくなった、人との会話で聞き返すことや聞こえにくいことが多くなった、また半数は人と話すのが嫌になったりする、補聴器は高いので收音器を使っているという人もいます。できることならよい補聴器が欲しいけれども、高いので收音器で我慢していると。以前は補聴器を使っていたが、耳の穴が狭くて仕事に落ちてしまったので今は使っていないという人もいます。補聴器が5万円ぐらいで買えるとありがたいなあという声もありましたし、少しでも助成していただけると本当にありがたいなあという答えがありました。收音器とか補聴器の使用で聞こえはよい状態になると使っている人は答えています。

最後、8番、最後に難聴の予防に関する提案をしたいと思います。

騒音性難聴が最近では若い人にも多いと言われております。その理由は、イヤホンで音楽を聞いていることと言われております。

加齢性難聴の人も騒音の大きなところで働いてきた結果である人も見られます。

騒音とは、80 デシベル以上の音で、家庭での一般的な掃除機の音くらいのもので、長時間さらされることで聴覚に永久的な悪影響を及ぼすこともあるそうです。騒音レベルが高いほど難聴のリスクが高くなることも意味しております。工事現場やロックコ

ンサートなども極めて大きい騒音が発生し得る場所です。

ということで、予防の1つは耳栓を使うことです。あらかじめ聞こえを保護するための準備をしていくことが重要といえます。自分の耳の聞こえを守るための予防として効果的であるということです。イヤパフというものもあります。

予防の2つ目には、聞こえの変化を感じたら早目に耳鼻科を受診することです。難聴と診断されたら、これも早目に補聴器をつけて耳の機能が働くようにすることです。そのために、ぜひ村の定期健診の受診項目に聴覚検査を入れるように提案します。初期の変化はわかりにくいことが多いようなので、検査することで聞こえの変化を数値で確認できるわけです。早目の対応が可能になり、より健康で過ごすことの1つになると考えますが、村のお考えはどうでしょうか。

予防のもう一つは、先ほど言われました動脈硬化が原因ということもあったので、生活習慣病予防を重ねて行っていくということです。

そのほかにも予防で耳の聞こえを守る運動っていうものもあるようですけれども、今回はそれを割愛します。

村の健診、定期健診に受診項目として聴覚検査を入れていけるかどうか、お答えをお願いします。

○保健福祉課長

ご提案のありました聴力検査の健診導入の件ですが、いわゆる健診というのは、自覚症状ではわからない体の状態を確認していくものです。一般的に、どこかが痛いとか不調を感じた場合は医療機関を受診します。聞こえづらさもある程度自覚はできますし、家族や周囲の人が気づくことも可能です。

また、難聴の状態を確認するためには難聴に特化した問診と聴力検査が必要になるので、聞こえの悪さを感じたら、まずは耳鼻咽喉科を受診することが次の対策につながる一番の近道と、日本耳鼻咽喉科学会でも推奨しております。

こういった意味では、年1回の健診というレベルではなくて、難聴というのに気づいた時点で早期に耳鼻科を受診することが必要と考えております。

○9 番

(鈴木 絹子) ずっと以前に歯周病についても、歯科医のほうではきちんと検査して歯科検診を定期的にするといういいことを言われたことをお話ししたことがあるんですけど、歯周病も認知症につながるということで、今回の難聴についても、きちんとしたデータではないということですけども、可能性はともあるということで、今のお答えの中では受診していくことが一番っていうことでしたけれども、村の健診でされることも、まだあってもいいのかなっていうふうには思いますけれども、誰もが軟調にならないとは限らないので、病院を受診することも含めて毎年検査をすることがやっぱりとても大事だなということを考えます。

結果的には、騒音から耳の聞こえを守る、生活習慣病予防を心がける生活をする、難聴と診断されたら早目の補聴器使用で高齢になっても生活の質を落とさず心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるものと考えます。中川村の皆さんができるだけ健康寿命を延ばしていけるようにと思います。

では、次の質問に行きます。

2つ目の質問ですが、「会計年度任用職員制度についての中川村での見通しはどのようになっているか」ということで、6二重丸でつけてありますが、1つずつお伺いしていきたいと思います。

2020年4月から導入されるということで試算等はされているのではないかと思うんですけども、今どのように進められているか教えてください。

○総務課長

6月定例会での2番議員のご質問にもお答えをしたところでありますが、現在の当村の臨時職員は、地方公務員法第22条に基づく臨時的任用で採用された方々であります。臨時的任用は自治体職場で常態化しておりますが、もともとは例外的な制度でありまして、実態と法律との間にかかなりの無理があると、そこで、来年4月施行の法改正によって会計年度任用職員という名称で一般職の非常勤職員と法律では位置づけられることになりました。これを受けて、村でも条例の改正が必要となります。具体的には、会計年度任用職員にも専用の給料表を適用する、すなわち月給制になるということでもあります。

当初は今9月定例会での条例改正をイメージしたのですが、県でも条例制定が進んでいないということと、県内のほとんどの市町村が12月定例会への提案というスケジュールで進めているということから、当村でも同様のスケジュール感で検討を進めているということでもあります。

現在は、現在在席をしておられる臨時職員の賃金水準をモデルとしまして、実際に適用する給料表の範囲をシミュレーションしつつ、財政への影響を試算しているところでもあります。

今後は、職員労働組合の意見も聞きながら運用面の詳細を詰めていく予定であります。

○9 番

(鈴木 絹子) 今試算中ということですが、いろんな場所で言われてきている、中川村でも臨時職員、非常勤職員がいなければ業務が回らないという状況の中で、同じ仕事をしていても正規職員との差が大き過ぎるということも何回も取り上げられてきていると思います。月給制になるということで給料表も作成されて、その差はほとんどなくなるというふう、まだそこまでの計算はされていない、そのあたりの考え方について、状況はどうなんでしょうか。

○総務課長

賃金面では、正規職員との違いは、制度上は勤勉手当がないということだけになります。

ただし、会計年度任用職員に適用する給料表は、行政職給料表の1級1号相当がスタートということになります。継続して雇用ということになった場合には、毎年昇給はしていくわけですが、限度があるといえますか、支給上限というものも設定されることとなりますので、正規職員との格差がなくなるというわけではないと思います。

しかしながら、採用形態が同じであれば、自治体間での勤務条件はほぼ同じになるということと、期末手当の支給率及び対象者が増えること、それから退職手当が支給

できるようになるということ、また社会保険から共済組合加入に道が開けることなどによって一定の格差の解消につながると考えております。

○9 番

(鈴木 絹子) 特に、3つ目の丸ですけれども、保育士、学童指導員、学校の教員等の配置は未来を担う子どもたちの命と安全、発達を保障する業務の担い手であり、本来なら定数枠を広げて常勤化すべきと考えますが、今回のこのことについては少しも動かないわけですね。

○村 長

常勤化っていうお話でありますけれども、正規化という意味で捉えてお答えをしたいと思いますが、よろしいわけでしょうか。正規職員でということかと思いますが、まず学校の職員です。学校の職員につきましては、これは県の職員が教員として配置をされておるというふうに認識をしております、一部でありますけれども村費の採用の職員もおるわけあります。ですが、学校の教員につきましては、あくまでもやはり長野県の責任のもとで教員を配置すべきところというふうに考えておるところでありますので、村の職員として採用するということは想定をしております。

児童クラブの指導員につきましては、勤務時間が2時から6時半、7時まで勤務をいただいております。通常の勤務路は大分異なりますか、かなり異なりますので、また目的も異なっておりますので、正規職員でということは今のところ、これも、これまた考えていないということでもあります。

それから、職員の定数っていうのも条例で定めておるところでありますけれども、これは、現在の業務量からして、確かにひとところのように経常経費を削って自治体の負担を少なくすると、出費を少なくするところで盛んに定数を削減するというようなことを言われ、また、それに従って定数を、正規職員の数を減らしてきましたけれども、仕事量が増えておりますので、結局そのもとで常態化、本来ですとあってはならない——あってはならないというか、お願いすべきではない臨時的任用の職員をもって充ててきていると、こういう状態があります。——ありました。現在も業務量は減っておりませんので、職員の定数84であります。条例上ではそういうふうになっているはずですが、この数は減らせる状態ではありませんけれども、今後、人口がどんどん減ってまいります。そして、それに伴う財政見直し、こういったものからしますと、職員定数も増やしていくということは、これは極めて慎重にならざるを得ない現実があるわけあります。

しかしながら、保育士の場合を考えてみますと、現在2園でもって正規の職員を数の上では上回る臨時的にお願いをしている保育士さんがいらっしゃるということがあります。これは、現状ではやはり正規職員が不足しているからこうなっているということをお考えざるを得ません。したがって、保育士の正規職員化といえますか、正規職員をもう少し増やしていくことについては、これについては現在の総枠内で数を増やしていきたい、こんなふうと考えております。

○9 番

(鈴木 絹子) それでは、次の項目に行きます。

自治体における臨時・非常勤職員の7割が女性であるということ、先ほど正規の職員とほとんど変わらない体系のものになるということはお伺いしましたけれども、

○総務課長 そのほかの労働条件もほぼ変わりなくなるものですか。

賃金面では先ほど申し上げたとおりでございますが、休暇の制度につきましては、療養休暇と出産、子育てに関する休暇の部分では大きな違いがございます。具体的には、そういった休暇はないということになります。これは単年度ごとの採用という仕組みである以上、現時点ではいたし方がないのかなというふうに思います。その他の年次休暇等は正規職員と同等になります。

○9 番 (鈴木 絹子) 次の項目へ行きます。

採用時のフルタイムとパートタイムでの待遇格差が残るといったことはないでしょうか。時間差によって一時金が出ないとかというのが書いてあったような気がしたんですけれども、それとあわせて、フルタイム8時間を7時間30分にして費用を捻出するとかいうことは考えたりはされないですか。

○総務課長 まず後段の質問の今のフルタイムの雇用形態をパートタイムにすることによって費用の圧縮を図る考えはということですが、現時点ではそういう考えは持っておりませんが、さりとて財政、後ほどの質問にもかかわりますが、財政的な影響もあるものですので、できる限り人数については最小限のお願いでやっていけないかなという思いはございます。

冒頭の前段のほうのフルタイムとパートタイムでの待遇格差という件ですが、勤務時間の違いがありますので、当然給与の額の違いはございます。

また、契約更新をした際のいわゆる昇給についても差が出てまいります。

フルタイムの職員は、いわゆる給料と職員手当という扱いになりますが、パートタイマーについては報酬という扱いになります。手当につきましては、それを加味した報酬額というふうなやり方で決定をしております。

期末手当につきましては、基本、支給ができるのですけれども、余り短時間の方についてはできないということになってまいります。

また、同じように勤務時間によっては社会保険についても加入できる、できないということが生じますので、見かけ上の違いというものはどうしても出てまいります。これは勤務時間の違いということでありまして、待遇格差という言い方ができるかどうかという、ちょっとそこはいかがかというふうに思います。

ただ、フルタイムの方については退職手当が支給できますが、パートタイマーには支給されないこととなりますので、ここは違いと言えるかと思います。

○9 番 (鈴木 絹子) 最後の項目へ行きます。

このことで中川村の行政にどのような影響が考えられるのでしょうか。

○総務課長 まず、職務遂行という面でいきますと、より待遇が正規職員に近づいてくるという中で、会計年度任用職員の方も正規職員も、ともに気持ちよく働けるような職場になる制度にしていかなければいけないなあというふうに思います。もしそうなれば、村の行政にはよい影響かというふうに思います。

一方、財政面につきましては安心できない要素がございます。国も、こういう制度の導入を決めた国でも自治体財政に影響があるということは十分承知をしております

て、期末手当は交付税で追加措置というようなことを言ってもおりますが、給与水準全体が引き上がるという点についてはどうも注視されていないようにも見えますので、不安要素というふうに感じております。

給与水準であります。単純に現在在席をしている臨時職員をそのまま会計年度任用職員に移したというふうに仮定をしますと、モデルによる試算では初年度となる令和2年度では令和元年度比で約1.11倍になると思われます。その後、年次昇給をしてまいりますので、令和6年度くらいになりますと1.26倍程度になるかというふうに見ております。このほかに市町村職員共済組合の負担金ですとか退職手当が追加で必要になりますので、給料表の一番上、支給上限に達したような場合では、会計年度任用職員の人件費負担というのは現在の1.5倍程度を覚悟していかなければいけないかなと予測をしております。

○9 番 (鈴木 絹子) 職員が一生懸命気持ちよく仕事ができるっていうことは村民のためにもなることなので、大変なこともあると思いますけれども、ぜひよい方向での検討をお願いしたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長 これですべて鈴木絹子議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会とします。

お疲れさまでございました。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後1時52分 散会]